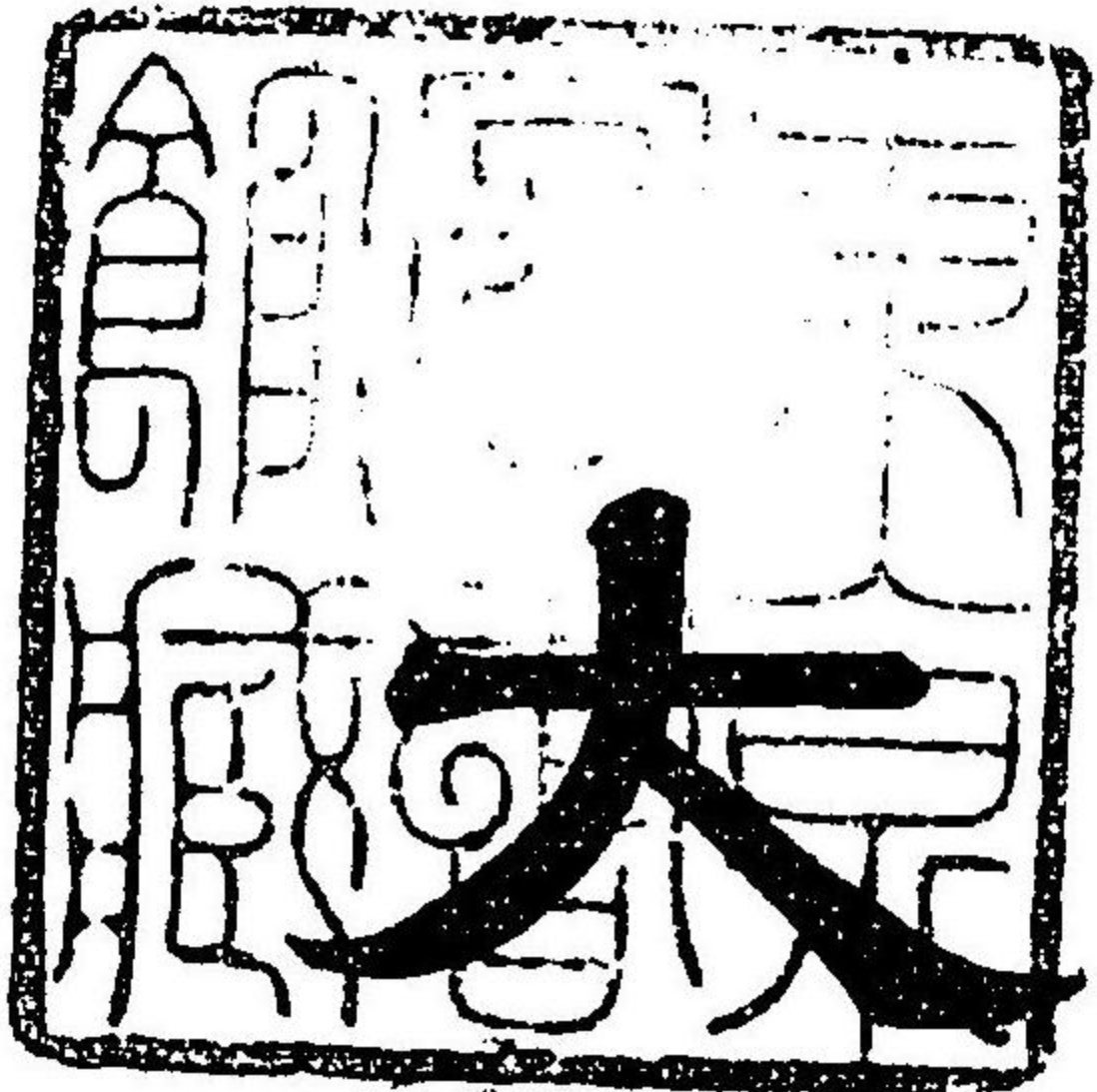


5433

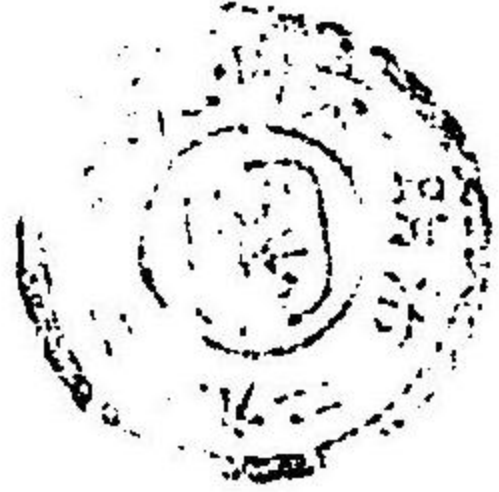
73-123

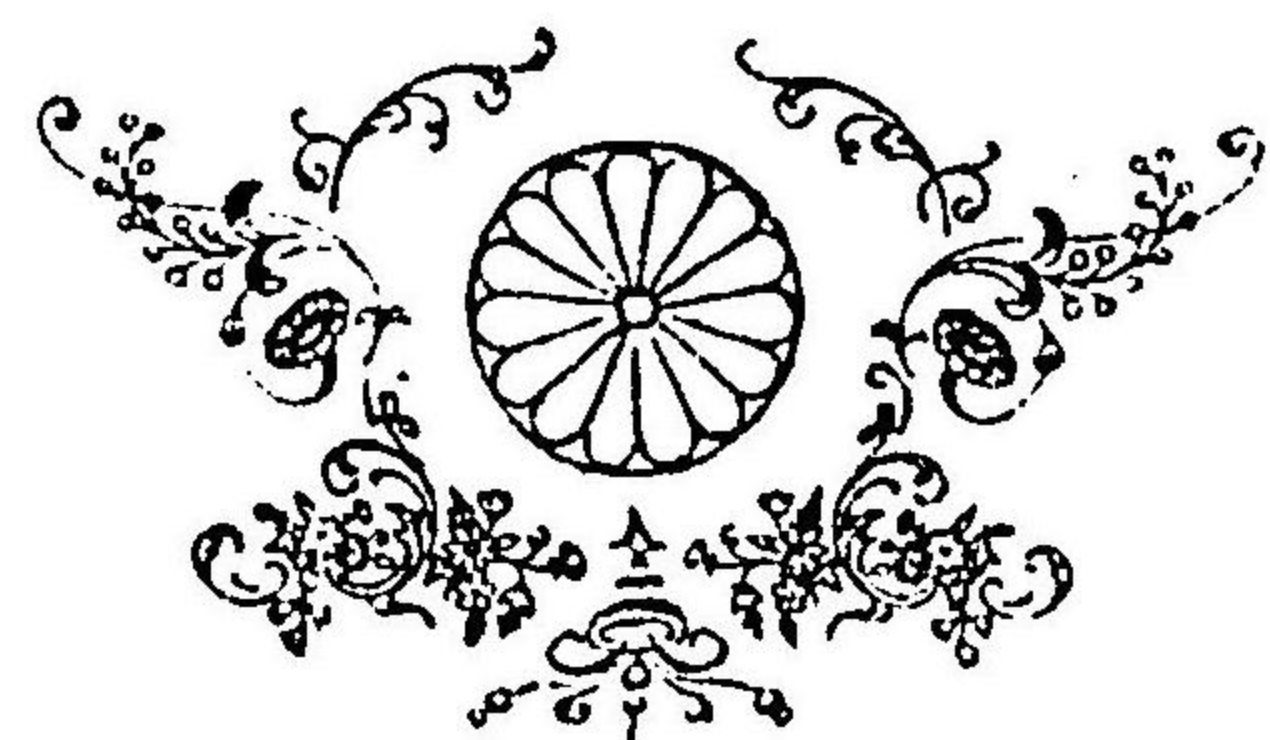


無明居士著

大日本教

大日本教會藏版





大勅語

朕惟フニ我ガ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ  
 徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我が臣民克ク忠ニ克  
 ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セル  
 ハ此レ我ガ國体ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實  
 ニ此ニ在ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦  
 相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及  
 ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器  
 ナ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國運  
 ナ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレバ義勇公ニ奉  
 シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キ  
 ハ獨リ朕ガ忠貞ノ臣民タルノミナラズ又以テ  
 爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン、  
 斯ノ道ハ實ニ我ガ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫  
 臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ課  
 ラズ之ヲ中外ニ施シテ悖ラズ朕爾臣民ト俱ニ  
 拳々服膺シテ成其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽



大勅語漢譯

朕惟我皇祖皇宗肇國宏遠樹德深厚我臣民克忠克孝億兆一心世濟厥美此我國體之精華而教育之淵源亦實存乎此爾臣民孝于父母友于兄弟夫婦相和朋友相信恭儉持已博愛及衆修學習業以啓發智能成就德器進廣公益開世務常重國憲遵國法一旦緩急則義勇奉公以扶翼天壤無窮之皇運如是不獨爲朕之忠良臣民亦足以顯彰爾祖先之遺風矣斯道也實我皇祖皇宗之遺訓而子孫臣民所宜俱遵守焉通之古今不謬施之中外不悖朕與爾臣民俱拳々服膺庶幾咸一其德

明治二十三年十月三十日

御名御璽





一心妙理之風拂妄  
 想戲論之塵智是正  
 觀之月浮一德理如  
 之水

大智度論





# 大日本教目次

## 第一編 序分又因縁分

- 第一章 本書述作の原因……………一
- 第二章 本書述作の助縁……………二
- 第三章 本書述作の諸事情……………三
- 第四章 本書の特色……………七

## 第二編 總攝分

- 第一章 大勅語下賜の聖意を恐察し奉る……………八
- 第二章 大勅語の組立及大意……………二二
- 第三章 大勅語分解……………一六

## 第三編 解釋分

- 第一章 緒言……………二〇

第二章 列聖威徳……………二〇

○ 第一節 差別観……………二〇

○ 第二節 列聖……………二一

○ 第三節 皇祖皇宗と肇國樹徳との關係……………二三

○ 第四節 國……………二五

○ 第五節 肇國宏遠……………二五

○ 第六節 樹徳深厚……………二七

○ 第七節 樹徳深厚の異説及疑難……………二九

第三章 臣民性徳……………三二

○ 第一節 國民と人民……………三二

○ 第二節 臣と民……………三三

○ 第三節 忠孝の主觀的解釋……………三四

○ 第四節 忠孝の客觀的解釋……………三五

○ 第五節 忠孝の本體的解釋……………三五

第四章 億兆一心……………三七

○ 第一節 億兆……………三八

○ 第二節 億兆一心……………三八

○ 第三節 世世厥の美を濟す……………四一

○ 第四節 美の時間的區別……………四二

○ 第五節 國体……………四三

○ 第六節 精華……………四五

○ 第七節 教育……………四六

○ 第八節 教育の淵源亦實に此に存す……………四七

第五章 實踐道徳……………四八

○ 第一節 爾臣民……………四九

○ 第二節 時空の順序……………四九



○第三節 父母に孝……………五〇

○第四節 兄弟に友……………五一

○第五節 夫婦相和……………五二

○第六節 朋友相信……………五三

○第七節 恭儉持己……………五四

○第八節 博愛及衆……………五五

第六章 四育……………五七

○第一節 前章と本章との關係……………五八

○第二節 修學……………五八

○第三節 修業……………六〇

○第四節 知能啓發……………六一

○第五節 徳器成就……………六五

○第六節 以……………六六

第七章 愛國殉公……………六七

○第一節 進……………六七

○第二節 公益を廣め世務を開く……………六七

○第三節 國憲……………七一

○第四節 國法……………七三

○第五節 義勇奉公……………七四

○第六節 常に國憲を重し國法に遵ひ一旦緩急あれば義勇公に奉じ……………七七

第八章 忠……………七九

○第一節 以……………七九

○第二節 天壤無窮の皇運……………七九

第九章 如是……………八一

○第一節 遺風顯彰……………八二



○第二節 如是……………八二

第十章 遺訓遵守……………八五

○第一節 遺訓……………八五

○第二節 救世主……………八七

○第三節 斯道由來……………八八

第十一章 時空融通……………九二

○第一節 古今一貫……………九二

○第二節 中外一徹……………九四

○第三節 中外別釋……………九五

第十二章 上下一德……………九六

○第一節 一心一德……………九六

○第二節 理想現前……………九七

○第三節 三無差別……………九八

○第四節 一德大果……………九八

第十三章 時人聖……………九九

○第一節 時……………九九

○第二節 人……………一〇〇

○第三節 聖……………一〇一

第四編 信心分

第一章 四讀……………一〇二

第二章 四信……………一〇六

第三章 經典……………一〇八

第四章 五敬……………一一〇

第五章 寶章……………一一一

第六章 祈禱誓願及祝祭……………一二二

第七章 悔改懺悔……………一二四



第五篇 理論分

第一章 緒論……………一五

第二章 一心二門……………一六

第三章 人性論……………二一

第四章 善惡ノ定義……………二三

第五章 人類究竟ノ目的……………二五

第六章 因果律……………二七

第七章 永生不死ノ説……………三三

第八章 宗教論……………三五

第九章 道德の根源……………四〇

第十章 心性自由と事理必然……………四一

第十一章 宗教と教育との調和提携……………四四

第十二章 忠孝と慈愛との一致……………四五

第十三章 忠と孝との一致……………四七

第十四章 學問と如是教との關係……………四八

第十五章 如是教と佛教との一致……………五〇

第十六章 如是教と佛教との相反……………五四

第十七章 如是教と儒教との關係……………五六

第十八章 如是教と耶蘇教との關係……………五八

第六編 應用分

第一章 緒言……………五九

第二章 家族相互の行……………六一

○第一節 (甲)子の父母に對する行……………六二

(乙)弟子の師傳に對する行……………六四

○第二節 兄弟相互の行……………六六

○第三節 夫婦相互の行……………六八



第三章 人々相互の行……………一七一

○第一節 朋友相互の行……………一七二

○第二節 他人に對する行……………一七五

○第三節 生物に對する行……………一七八

第四章 自己に對する行……………一八一

○第一節 知に對する行……………一八一

○第二節 情に對する行……………一八五

○第三節 意に對する行……………一八八

○第四節 徳に對する行……………一九〇

第五章 國家に對する行……………一九二

○第一節 公益に對する行……………一九二

○第二節 世務に對する行……………一九四

○第三節 國憲に對する行……………一九六

○第四節 國法に對する行……………一九八

○第五節 公に奉ずるの行……………一九八

第六章 皇室に對する行……………二〇〇

第七章 宇宙に對する行……………二〇一



○五個條ノ御誓文……………二〇五

○鎮祭及宣敎之詔……………二〇六

○立憲政体ヲ立ツルノ詔……………二〇六

○憲法起草ヲ命シ玉フ詔……………二〇八

○國會ヲ開設スルノ詔……………二〇九

○軍人五個條ノ勅諭……………二一〇

○大日本帝國憲法告文……………二二二

○憲法發布勅語……………二二四



- 皇室典範發布勅語……………二三八
- 宣戰ノ詔……………二三八
- 義勇兵ニ關スル詔勅……………二三三
- 平和恢復ノ詔……………二三三
- 遼東半島還附ノ詔勅……………二三六
- 陸海軍人ニ賜ハリタル勅諭……………二三九

---

- 讚美歌……………二四二

### 大日本教目次終

# 大日本教

所依の經典につきて之れを大勅語オホミコトコトと稱し所説の教法につきて之れを如是教ニヒトシテと稱し開建の國土につきて之れを大日本教と稱す

無明居士著

## 第一編 序分 又因縁分

### 第一章 本書述作の原因



僧徒僧徒曰く「文は執見に隨て隠れ義は機根を逐て現はる」と余大勅語に於て沈潜シニシニ反復すること茲に年有り、一日心に大悟徹底を期し、大に思惟する所あり、執着の我見を空ふして、唯妙不可思議三昧に入る、恍々然として大自在身を現し、十方世界に遊戯して、身業種々の因縁種々の譬論を以て、如是の教法を演説し、(語業)無數の方便を以て、衆生を引導すると得たり、(意業)其快樂の道

序分







之れ其善巧方便と爲す所以なり、此に於てか世間種々の著述あり、以て大勅語を解釋す、曰く俗訓易解、修身訓の類、之れ童蒙婦女淺智の者に適するなり、曰く衍義、解釋の類、之れ世間中等の機根尋常の義を解する者に適するなり、曰く日本倫理學案の類、之れ學者社會理論を好むものに爲さんや、蓋し人は宗教的生類なり、然るに以上の解釋を鑄鑄し、以上の機類を舍攝して漏さず、更に進て宗教的の組織と活動とを開示し、安心立命大磐石の地歩を興ふるものあるを聞かざるなり、之れ本書の述作如是教の組織ある所以なり

人あり難して曰く、宗教が義務を以て神の命令と爲すが如く、孝友和信等の義務を以て宏遠深厚の威徳を有したまふ皇祖皇宗の遺訓命令となし、此の遺訓を啓示したまへる大勅語を以て修身科の基本と爲し、修身科を以て諸學科の中心と爲し、又宗教が神佛を禮拜するが如く、天皇

カント曰宗教は義務を以て神の命令と爲すことなり

陛下の御眞影を校堂奥深き神殿に奉置し、祝祭の當日大勅語を奉讀し、讚美の歌を唱へ、其敬拜の儀式を行ふや、極めて神聖に、極めて尊嚴に、以て尊崇渴仰の精信を傾盡する所の教育事業は、之れ一の宗教にあらざや、然るに今又同一勅語を基本と爲し、別に一宗教を創建せんとす、寧ろ無益の業にあらざるを得んや、と噫、其現今我國の教育を以て宗教的なりと爲すは則ち當れり、然りと雖も學校教育と宗教とは自ら別なり、たゞ二者遂に宗教眞理の大本に於て其歸を一にせざるべからざるのみ、豈に無益の業と爲すべけんや、蓋し學校教育が及ばす所の感化は、大小の諸學校に止まりて、未だ社會全般に普及するに足らず、即ち世の不就學の兒童及び兒童の父兄に至ては殆ど其感化に浴することなし、之れ豈に救世の聖意ならんや、且つ夫れ、之れを内にしては神儒佛の諸教既に其感化力を失し、淫祠妖教日に蔓延の勢を呈し、之れを外にしては基督教の侵入教育と衝突するところあり、之れを以て其籍を學校に置



き、日々其教を受くるものに於けるも、尙ほ且つ其効力を滅殺せらるゝの虞あり、若し夫れ條約の改正、外人の雜居、異宗教の混入をるに及んでは、其思想、儀式、習慣等、更に大に我が教育と衝突するものあるを期せざるべからず、彼等異教徒は、社會全般を教化するの機關即ち寺院教會を有し、我れは單に學生兒童を教育するの機關即ち學校を有するのみ、而も邦人が外人を國化し、以て六合を兼ね入紘を被ふの天職を成就するに於て、既に十分の勢力を有すると爲すか、試みに世人に問ふに、大勅語を以てせよ、之れを知るもの、意外に少なきに驚かざるを得ず、更らに之れに問ふに、安心立命の地歩を托せるところを以てすれば、茫乎として答ふる所あり、宜なり人は、麵包のみにて生くるものに非ず、世人が淫祠妖教に向て頻りに其食物を要求しつゝあること、嗚呼社會の現狀是の如し、而も尙ほ學校以外別に一組織を要せずと云ふか、之れ如是教の開建ある所以なり、

#### 第四章 本書の特色

本書の特色は左の三要点に概括することを得、

第一、文に依て義を解するに止まらば、義に隨て如實に大勅語を解釋すること、

法華經に曰く、如來の滅後に於て、佛所説の經の因縁及び次第を知て、義に隨て實の如く説かんもの、日月の光明の如く、諸の幽冥を除く、斯の人世間に行して能く衆生の闇を滅す、余は此主義によつて、大勅語を解釋するものなり、本書が數多の勅語を引證するは、以て聖意の存する所を恐察し奉り、議論を交ゆるは、以て其眞實を顯はさんが爲めなり、

第二、宗教的に組織せること、

大勅語が宗教の大經典たるべき基礎を具有すること、及び吾人が宗教の感化を必要と爲すの理由によつて、此宗教的組織あるなり、蓋し



大勅語は道理を基本とするの倫理説に非ずして、神聖侵すへからざる現人神カミが開示し給へる皇祖皇宗の遺訓にして、社會は常に理論よりも信行を重せざるべからざればなり、

第三、諸説諸論を鎔融統合すること、

宗教は安心立命を興ふるを以て本務と爲るが故に、衝突を避けて調和を主とせざるべからず、且又大勅語の少文にして多義を攝するの事由は、諸説諸論を統合する所以なるが故に、割據衝突の主義に依らずして、融通調和の主義を取らざるべからず、本書が大勅語に廣義圓滿の解釋を施すは之れが爲めなり、

## 第二編 總攝分

### 第一章 大勅語下賜の聖意を恐察し奉る

謹んで案するに、大勅語に「我が皇祖皇宗國を肇むること宏遠に徳を樹

つること深厚なり」とあり、國を肇むること宏遠なるは、大能の者に非ざれば能はず、徳を樹つること深厚なるは、大徳の者に非ざれば能はず、由是觀之、之れ列聖の威と徳とを開示したまへるものなり、憲法發布の勅語に「我が神聖ある祖宗の威徳と宣へるは即ち此義なり、國家統治の政權は此威より開發し、群生感化の教權は此徳より開發す、政と教との二權を掌握するもの之を稱して神聖侵すへからざる主權者と爲す、主權とは依屬することなき絶対權の義なり、此の如き主權者ありて、團結するところの國家を稱して、政教一致の國と云ひ、圓滿完全なる大帝國と稱す、六合を兼ね八紘を被ふの天職は、獨り此圓滿完全なる大帝國に存在す、

明治三年正月三日鎮祭の詔に曰はく「大祖創業崇敬神明愛撫蒼生祭政一致所由來遠矣」と、夫れ我が國上古の國家は、實に政教一致の國家なりしなり、然るに時に汚隆あり、道に顯晦あり、儒教の傳來佛教の流布ある



に及て、其教權は儒佛の名によつて行はれ、列聖の神靈は本地垂跡の化身として、僅に其徳力を現示したまふのみ、其後藤氏出で源氏起るに及て、其政權亦攝關將軍等の名によつて行はれ、北條足利織田豊臣徳川を経過せり、之れ豈に天壤無窮の神勅、及び寶鏡の遺訓に契合せる大日本帝國の真相あらんや、

今上天皇陛下登極の始め、先づ政權を皇室に復し給ひ、次て教權を回復し、祖宗の洪模を弘め給はんとせしが、有司其方を誤り、神祇官興復の擧あるも、教權回復の實を擧ぐることはざりき、其所謂三條教憲なるものを見るに、曰く「第一敬神愛國の旨を體すべきこと、第二皇室を尊ひ祖宗を敬すべきこと、第三天理人道を明らかにすべきこと」と實に皇祖皇宗の遺訓に契合せる大道と云ふべきなり、然るに偉大の効力を現はすこと能はざりしものは何ぞや、時節の到來せざると、政權によつて教權を行はんとする有司の失策に出でずんばあらざるなり、然るに外國と

教權は徳化の  
權力的にして法  
律的の權力的に  
非す

の交通漸く繁さを加へ、泰西の學術我國に輸入せらるるに及て、人皆其潮流に漂ひ、本を棄て、末に趨り、有形物質的の開化に眩惑して、無形靈性的の開化を知らず、舊を忘れて唯新を之れ競ひ、歴史的の關係が國家の存立人心の上に偉大の効力あるを思はず、外を崇拜して内を貶斥し、唯摸倣を之れ事とし、又玉石を擇はず、智を先きにして徳を後にし、刑法の畏るべきを知て道德宗教あることを知らず、邪說怪論天下に横行し、倫理の標準多岐にして歸着する所なし、教育施政の當局者にして尙且つ其方針を異にし、或は泰西の倫理主義に依るへしと言ひ、或は儒教主義に依るへしと言ひ、或は神儒佛混合の主義を取るへしと言ひ、朝令暮改以て天下の子弟を養ふ、其弊害實に測るべからざるものあり、而して神儒佛の徒は自ら進て其時弊を濟ふの活動力を有せず、此に於てか時期全く熟し、茲に大勅語を下し賜ひ、以上の諸弊を濟ふと同時に教權復古を成就し、世界萬國をして大法を仰ぐの縁を得せしめ給ひしなり、



蓋し大勅語に、億兆一心の本體を示したまふは、本を棄て、末に趨るの弊を救ひ、遺訓遺風を重せらるゝは、舊を忘れて新を競ふの弊を救ひ、我が國我が臣民と宣ふは、外國崇拜の弊を救ひ、學を修め業を習ひ、以て智能を啓發し、徳器を成就しとあるは、智を先にし、徳を後にするの弊を救ひ、子孫臣民の俱に遵守すべき所とあるは、異端邪説を杜絶したまふ所以か。

## 第二章 大勅語の組立及大意

大勅語は、三百十五の大文字より成立し、分て三段と爲す、始の八十五字「朕惟ふより」教育の淵源亦實に此に存を、まてを第一段と爲し、次きの百五十字「爾臣民より」遺風を顯彰するに足らん、まてを第二段となし、終りの八十字「斯の道より」成其徳を一にせんことを庶幾ふ、まてを第三段となす。

第一段は、過去歴史の美を嘆稱し給へるものにして、一心を以て億兆一

心萬象開發の淵源と爲す、故に吾人は嘉言善行の美跡を歴史に索め、人の言行及其精神を模範とすへし、而して此一段は、一心の理体上に体相用の三大を具備することを示す、體は即ち一心、相は即ち君民上下億兆、用は即ち威徳忠孝等是れなり。

第二段は、現在臣民の狀態に對して訓諭したまへるものにして、孝友和信等十六事を以て方便と爲し、一心の理体、如是の妙用、一徳の果相、に到達悟入すべきことを示す、故に吾人は實行の目を此十六事に取らざるべからず、而して此十六事は、物あれば則あり、体用の二言辭自ら三十二章參照、蓋し如是の文字は、巧みに事相圓融の義を示し、忠孝不二の言語は、妙に其理を概括例示したまふ、解釋分如是の章參照、此に於てか、時間的順序的の道法は、變して空間的對峙涉入の道法と爲り、緣起は變して性具無盡の緣起と爲る、蓋し五行に先後輕重緩急等の次第あるが如く



にして、又平等無差別なるを云ふなり、恰も三十二箇の齒が生脱に前後あり又其形を異にし其用を異にするも、其物を咀み相依て身體の營養を遂ぐる所以に至ては一なるが如し、此理は甚だ深遠に屬するが故に、後篇更に論說する所あるべし

第三段は、未來の果報、即ち大安樂勝妙の功德を開示し給ひしものにして、上下一徳を以て其徳を一にす、萬事萬行の究竟目的と爲す、此の故に吾人は未來に希望を屬し、樂天に偏せず、厭世に倚らざる、中庸の主議を持せざるへからず、ライブニッツやハートマンは、各其一方に偏倚するもの、斯道の取らざるどころなり、而して此一段は、又一徳の理想上に、体相用の三大を表出し、其相たる君民は、其用たる威徳忠孝如是の斯道を完ふして、一徳の大果報を感得せざるべからざることを示し、而して此道や此に至て全く時空融通となる、如何とあれば、之れを今古に通して謬らず、之れを中外に施して悖らざるが故なり、

カント曰く時  
間空間は思想  
内の存在なり

以上三段、之れを通觀するに、第一段一心と、第三段一徳とは、原因と結果との區別あるのみにして、其体もと差別なし、因果一如なり、之れを譬ふるに、一心は恰も種子の如く、十六事三十二相は枝葉の如く、如是は花の如く、一徳は果實の如し、故に余は大勅語の三段を區別命名するに、行、果若くは空、假、中の三字を以てせんと欲するものなり、或は法、應、報の三身に配するも可ならん、即ち第一段を以て大日如來理佛の顯現、第二段を以て釋迦如來人佛の顯現、第三段を以て阿彌陀如來事佛の顯現と爲すことを得べく、或は神と基督と聖靈とに配することを得べし、而して理に對しては直心正念し、行に對しては深心樂習し、果に在ては悲心救拔せよ、朱子嘗て中庸を評論して曰く、始めは一理を云ひ、中は散して萬事と爲り、末復た合して一理となる、之れを放ては六合に彌り、之れを卷けば退て密に藏り、其味窮り無しと、移して以て大勅語の三段を形容とへし、



### 第三章 大勅語分解

第一段字八十五 || 理(過去之理) 一心具三大(一体三分)

第一……………体大(有二種之名)

(1) 一心 億兆一心

(2) 國体 此我國体之精華

第二……………相大有二種之相

(1) 皇室 朕惟我皇祖皇宗

(2) 臣民 我臣民

第三……………用大有四種之用

(1) 威德 肇國宏遠樹德深厚

(2) 忠孝 克忠克孝

(3) 濟美 世濟厥美

(4) 教育 而教育之淵源亦實存乎此

第二段字百五十 || 行(現在之修行) 有五行(十六事三十二相攝一法)

第一……………家族相互之行(三事六相)

(1) 孝 爾臣民孝于父母

(2) 友 友于兄弟

(3) 和 夫婦相和

第二……………人々相互之行(三事六相)

(4) 信 朋友相信

(5) 恭 恭儉持己

(6) 愛 博愛及衆

第三……………對自己之行(四事八相)

(7) 學 修學

(8) 業 習業

(9) 智 以啓發智能



(10) 德 成就德器

第四……………對社會之行(五事十相)

(11) 益 進廣公益

(12) 務 開世務

(13) 憲 常重國憲

(14) 法 遵國法

(15) 勇 一旦緩急則義勇奉公

第五……………對皇室之行(一事二相)

(16) 忠 以扶翼天壤無窮之皇運

結……………事相圓融

如是 如是不獨為朕之忠良臣民亦足以顯彰爾祖先之遺風

矣

第三段八十字 果(未來之果報)一德具三大(三無差別)

第一……………用大(有四種之用)

(1) 由來 斯道也實我皇祖皇宗之遺訓

(2) 遵守 而子孫臣民所宜俱遵守焉

(3) 真理 通之古今不謬施之中外不悖

(4) 服膺 俱奉々服膺

第二……………相大(有二種之相)

(1) 皇室 朕

(2) 臣民 爾臣民

第三……………体大(唯一平等)

(1) 理想 庶幾咸一其德

以上は之れ前章大勅語の組立及大意に隨て分解せるものなり



### 第三編 解釋分

#### 第一章 緒言

世の大勅語を解釋するもの漸く多きを加ふ、而して各多少の異説あり、之れ自然の數なり、余は其互に衝突せんことを恐れ、廣義圓滿の解釋を爲すを旨とすと雖も、又是非するものあさに非き、之れ護法愛國の念、破邪顯正折伏攝受の已むを得ざるに出づるなり。

#### 第二章 列聖威德

勅語

朕惟ふに我が皇祖皇宗國を肇むること宏遠に德を樹つること深厚なり

(大意)皇祖皇宗の威と德とを示したまふ

#### 第四節 差別觀

子思曰  
至道不凝  
老子曰  
致數車無車  
馬鳴曰  
一法界に達せ  
ざるを以て忽  
然念起ると無  
名つく

諸法は無我あり、無私なり、公平なり、無差別なり、互に圓融無障礙なること、帝網の珠の如し、未だ曾て彼我君民深厚宏遠等劃然たる區別あらざるなり、是の如きを宇宙本來の真相、一心の當体と爲す、其差別あるは無明の業による、吾人は無体有用の無明を斷滅して、其真相に達し、互に銷融せんことを希望して止まざるなり、然りと雖も、物皆方便あり、假相によらざれば真相に復歸すること能はき、假相とは何ぞや、彼我等の別之れなり、釋迦嘗て法華會上に滅度のことを説て曰く、但方便を以て衆生を教化して佛道に入らしめんとて是の如きの説を爲す、諸の言説する所は皆實にして虚ならずと唯識三十頌に曰く、假に由て我法を説くと、故に假相亦假相として排斥すべからず、此に於てか、假相も真相と爲る、彼我君民宏遠深厚等の別、豈夫れ亂るべけんや。

老子曰  
千里之行始  
足下

#### 第二節 列聖



或は曰く「皇祖は瓊々杵尊より神武天皇までを指す、神武天皇は皇宗の中に入らず、是れ古來神武天皇を皇宗としたる例なきを以て知るべきなり、皇宗は神武天皇以後歴代の天皇なり」と、或は曰く「皇祖は我が皇室の始祖を云ひ、皇宗とは歴代の聖天子を云ふなり、必ずしも其誰たるを窮めずして可なり」と、前者は客觀的例解にして、後者は主觀的義解なり、之れを要するに皇祖と云ひ皇宗と云ふ未だ一定の説なきが如し、余は更らに本躰的解釋を爲さん、蓋し我が皇室は天壤無窮萬世一系にして、其經營したまふ所は、唯太神の神勅を紹隆するに外あらざるが故に、其威徳はもとより平等無差別ならざるべからず、此の故に皇祖と云ひ皇宗と云ふ、恰も一直線の前後左右の如く、もとのれ對望の名たるに過ぎず、其實體に於て區別あるべからざるなり、若し夫れ有功創業を祖と爲し、有徳守成を宗と爲し、君徳に厚薄大小等の差等ありと爲すの釋義に至つては、其不敬も亦甚しと云ふべし、

何とあれば、此の如き相ありと見ゆるは、之れ必ず觀者其人の心垢によるか、然らざれば其罪輔弼協贊諮詢の臣（攝關將軍等）にあればなり、大乘起信論に曰く「衆生の心は猶は鏡の如し、鏡若し垢あるときは色像現せず、是の如し、衆生の心に若し垢あるときは法身現はれず」と、維摩經に曰く「衆生罪の故に如來の國土嚴淨なるを見ず、如來の咎に非ず」と、道理もど是の如くならざるべからず、憲法第三十七條に曰く「凡て法律は帝國議會の協贊を経るを要す」又同第五十五條に曰く「國務大臣は天皇を輔弼し其責に任ず」又同第五十六條に曰く「樞密顧問は樞密院官制の定むる所により、天皇の諮詢に答へ、重要な國務を審議す」と、以て其責の歸する所を知るべし、

### 第三節 皇祖皇宗と肇國樹徳との關係

或は曰く國を肇むるは之れ皇祖の事、徳を樹つるは之れ皇宗の事なり、創業と守成、二者判然區別あり、皇宗國を肇むるの理あらんやど、之



れ其一を知て其二を知らざる者の言のみ、夫れ我が國運は未來永劫に開發膨張して窮極ありと、無邊無涯の大海に無極の長風吹き進むときは其波徑と山谷は愈々加はるが如し、此の故に未來に對して之れを言ふときは、皇宗國を肇むるの義あるのみならず、今上皇帝陛下今現はに國を肇めつゝ在ますなり、指月禪師曰く「向上すれば則ち父祖と爲り、向下すれば即ち子孫と爲る、父少くして子老ゆ」と、又曰く「今は之れ何の時節ぞ、全く威音前空劫の後に超邁す」と、攝大乘論に曰く「時は無量と雖も一刹那に攝在す」と、神皇正統記に曰く「天地の始めは今日を始めとするの理あり」と、蓋し是の如きの眞理あり、五ヶ條の御誓文に曰はく「舊來の陋習を破り天地の公道に基くべし」と、國會開設の詔に曰はく「又夙に立憲政体を建て後世子孫繼ぐべきの業をなさんことを期す」と、日清兩國平和條約御批准の詔勅に曰はく「大日本帝國の前程は、朕が即位以來の志業と均しく、猶ほ甚だ悠遠あるを知る」

と、憲法發布の詔に曰はく「現在及び將來の臣民に對し、此不磨の大典を宣布す」と由是觀之、今我が大日本國は實に創業建設の時代なり、何ぞ皇宗國を肇むるの義なしとせんや、况んや憲法發布の勅語は明らかに「我が祖、我が宗は、我が臣民祖先の協力輔翼により、我が帝國を肇造し」と宣ふをや、

#### 第四節 國

國とは一心を以て本體と爲し、天照大神の神勅によつて開發し、人君（民法威徳忠孝）土（大八洲）の三者が、三分一体と爲り、其國體の本質に至つては、永劫に亘りて變易することなしと雖も、其開發の營養に至つては、廣く之れを世界に求むるの國是を有し、六合を兼ね八紘を被ふの天職を成就せんとする大日本帝國なり、

#### 第五節 肇國宏遠

國を肇むること宏遠ありとは、空間的に時間的に無限なる、大日本帝

孟子曰  
天下之寶三也  
地人民政事也

肇國宏遠は帝



國を肇造し、給ひしを云ふ。國を肇むること宏遠なるは、大能の者に非ざれば能はず。之れ皇祖皇宗威神の力を表示し給へるものなり。天照大神天孫瓊々杵尊に勅して曰はく、豐葦原の千五百秋の瑞穗國は、我が子孫の王たるべき國なり。宜しく爾皇孫就て知らせ、行け、寶祚の隆當さに天壤と窮り無かるべし。其我が子孫の王たるべき國なりとは、王業の中心として十方世界を綏撫するに於て、最も適當したる土地なりとの義にして、所謂狭き國をは廣く、險き國をは平に、遠き國をは八十綱を打ちかけて引寄する事の如く撫て順はしめざるべからず。されば其開建し給ひし國は、單に三弓形の連島に非ずして、六合を兼ね八紘を掩ふべきの神國なるが故に、因中有果の道理より、之れを推せば、我が帝國は空間的に無限なりと云はざるべからず。其天壤と窮り無かるべしとは、蓋し我が皇室我が國運の未來永劫に連續して、進化あるも退歩なきを豫言し給へるものにして、我帝國は時間的に

も亦無限なりと言はざるべからず。

第六節 樹德深厚

德は得なり、心に得るなり。天地間萬事萬象悉く我れの銷鑠するところとなるなり。鏡劍璽の三種神器は、樹德深厚の德相を有形的に表現せられたるものにして、儒の所謂智仁勇佛の所謂法般解の三德を啓示し給ひしものなり。源親房三種神器を論して曰く

〔天神御手に寶鏡をもちたまひ、皇孫に授けてはぎて、吾兒視此寶鏡當猶視我可與同床共殿以爲齋鏡とのたまふ、八坂瓊の曲玉、天の叢雲の劍を加へて三種とぞ、またこの鏡の如くに、分明なるをもちて天下に昭臨したまへ、八坂瓊のひろがれるか如く、曲妙をもちて天下をしろしめせ、神劍をひきさげて、順はざるものを平げたまへど、勅ましくけるとぞ、此國の神靈として、皇統一種正しくましますこと、まことに是等の勅に見るたり、三種の神器世に傳ふこと、日月星の天に在るに



同じ鏡は日の体なり、玉は月の精なり、劍は星の氣なり、ふかきならひあるべきにや、かの寶鏡は、さきにしるしはべる、石凝姥命の作りたまへりし八咫の御鏡、玉は八坂瓊の曲玉、玉屋命作りたまへるなり、劍は素戔嗚尊の得たまひて、大神に奉られし叢雲の劍なり、この三種につきたる神勅は、まさしく國を手持ますへき道なるべし、鏡は一物をたくはへず、私の心なくして、萬象を照らすに、是非善惡のすがたあらはれずと云ふことなし、そのすがたにしたがひて、感應するを徳とす、之れ正直の本源なり、玉は柔和善順を徳とす、慈悲の本源なり、劍は剛利決斷を徳とす、智慧の本源あり、この三徳を翕受すしては、天下のをさまらんこと、まことにかたかるべし、神勅明らかにして、詞つゝまやかに、ひねひろし、あまさへ神器にあらはしたまへり、いとかたじけなきことにや、中にも鏡を本とし、宗廟の正体とあふかれ給ふ、鏡は明をかたちとせり、心性明かなれば、慈悲決斷はその中にあり、またまさしく

玉表和順心  
鏡表正直心  
劍表決斷心  
尚書

謂之剛柔正直  
之三德中庸謂  
之智仁勇之達  
過其德一而已

御影をうつしたまひしかば、ふかき御心をとゞめ給ひけんぞかし、天にあるものは日月より明らかなるはなし、よりて文字を製するに日月を明とすといへり、我神大日の靈にましますせば、明德をもあて照臨したまふこと、陰陽におきては、かりがたし、冥顯につきて、たのみあり、君も臣も神明の光胤をうけあるは、まさしく勅をうけし神達の苗裔なり、たれかこれをあふぎ奉らざるへき、この理をさとりその道にたがはずば、内外典の學問も、こゝにさはまるべきにこそ下、蓋徳を樹つること、深厚なりとは、智仁勇等の萬徳を積むこと、廣大無邊にして、不可説不可稱量、因分可説果分不可説あるを云ふ、現今普通の學術用語を以て、強て之れを形容すれば、眞善美の徳光宇宙に遍滿して照らさるるなきを云ふ、然らずんば何ぞ以て天照太神と名づけ奉らん、何ぞ以て神聖にして侵すへからずと爲さん、

第七節 樹徳深厚の異説及び疑難



聖諭畧解に曰く「忠と孝との二つの徳を臣民の心の底にしかど留めさせ給ひたること、恰も樹を植うるに深く根を埋めて厚く培ふが如く堅固にはなされき」と之れ老子の「善建者不拔、善抱者不脱、子孫祭祀不輟」の義を示すものか、然りと雖も忠孝の種子、外より之れを必田に下種し、人之れを培養すと云は、大に眞理に反するものあり、何となれば一心はもと萬事の淵源にして、忠孝の精華を開現せへき徳用を具足すればなり、且の夫れ忠孝の種子外より之れを下種し、之れをして忠孝となさしむと云は、人力の按排強て其責任を全ふせしむるもの、何と美と爲すに足らんや、蓋し美は責任の感あるべからざればなり、

教育典範に曰く「徳を樹つること深厚ありと宣ひしは、代々の天皇の仁恩徳澤の深遠高厚を必を申すなり」と蓋し徳は仁恵のみに限らざれども、仁恵は徳の大體を表出するものと爲とを得べく、殊に吾人よ

心地一經に曰  
雨は一味に  
て鬱く能く  
せざるに  
滋養あるが  
別あるが如し

り皇祖皇宗を仰げは、渾て救世仁恵の徳と現そればなり、憲法發布の勅語にも「朕が親愛する所の臣民は、祖宗の惠撫慈養したまひし所の臣民なるを念ひ」と宣へり、故に此解釋は前説に比して頗る穩當なりと謂ふべし、

然るにこゝに一の疑難あり、曰く、皇祖皇宗の仁恵それ是の如く深厚なりとせば、何故に博愛平等の大仁恵を施したまはずして、獨り我が神州の民を惠撫慈養したまふや是れなり、

若し儒をして之れに答へしめば、必ず言はん、天の物を生ずる必ず其材によつて篤ふす、故に裁者之れを培し、傾者之れを覆へすと、若し耶をして之れに應へしめば、必ず言はん、之れ撰民なりと、若し佛をして之れに應へしめば、必ず言はん、之れ平等大恵あり、譬へば日出で先づ諸大山王を照らし、次に金剛寶山を照らし、然る後普く大地を照す、日光此念を爲さず、但地に高下あり、故に照すに先後あるか如し、皇祖皇



宗亦然り、惠日常に光明を放ちて先づ大日本國を照らし、然る後諸外國に及ぶ、皇祖皇宗此念を作さず、但國に開未開の次第あるが故に此差別ありと、余は最後の説に與せん、後京極良經の歌に曰く「我が國はあまてる神の末なれば日の本としもいふにぞありける」と然らば則ち我國を稱して大日本國と云ふ、名實相適ふものと云ふべし、

### 第三章 臣民性徳

#### 勅語

我が臣民克く忠に克く孝に、

(大意)過去臣民の徳を表彰したまはう、

#### 第一節 國民と人民

國民と人民と區別あるの國あり、國民とは人爲的關係によつて結合せる國家の成分たる人の義、人民とは自然的關係によつて群居する社會の成分たる人の義なり、前者は即ち有機的關係にして後者は即

ち無機的關係なり、彼の埃地利匈牙利帝國の如きは、國民と人民との區別判然たるが故に、其團結薄弱にして、外國の刺戟大なるにより、僅に其結合を保維するのみ、然るに我が帝國の如きは、土蜘蛛あいの等の蠻族を除くの外、古來同一民族を以て成立し、其蕃別と稱する支那朝鮮等の歸化人の如き、悉く我れに國化せられ、絶へて其痕跡を有せざりき、田道間守の垂仁天皇に仕へ、阿知使臣の履仲天皇に仕へ、秦酒公の雄略天皇に仕へ、坂上田村麿の忠勇なりしが如きは、以て之れを證するに足れり、今や臺灣既に我が有に歸し、内地雜居又將に行はれんとす、此時に當りては、國民と人民との區別なからんことを欲するも、決して得べからず、此故に外は政刑を以て之れを威服し、内は宗教及教育を以て之れを國化し、恰も同血族の人民の如き感を起さしめんこと極めて肝要なり、

#### 第二節 臣と民



臣民とは即ち國民あり、同一國民にして而も臣と民との區別を爲すの國あり、支那の如きは其例なり、韓愈の原道に曰く「臣は君の令を行て之を民に致すものなり、民は粟米麻絲を出し、器皿を作り、貨財を通し、以て其上に事ふるものなり」と之れ明らかに其區別を示すものなり、然りと雖も、我帝國の如きは其成立に於て、かゝる區別ノ存在するを許さず、普天率土王臣にわらざるものなく、臣民全く差別なし、此の故に君民の關係極めて親密にして敢て離れず、支那の習俗に「臣たるを致して去る」と云へるが如き、淡白なるものに非ず、况や泰西の學說に「國法を無視するの權利あり」と言へるが如きことかや、

第三節 忠孝の主觀的解釋

忠經に曰く「昔在至理上下一德、以徵天休、忠之道也、至公無私、天無私四時行、地無私萬物生、人無私大亨貞、忠者一其心之謂矣、爲國之本、何莫由忠、々能因君臣、安社稷、感天地、動神明、而况於人乎、夫忠興於身、著於家、成

於國、其行一焉、是故一於其身、忠之始也、一於其家、忠之中也、一於其國、忠之終也、身一則百禄至、家一則六親和、國一則萬人理、書云「惟精惟一允執其中」と之れ忠を主觀的に解釋せるものなり、

孝經に曰く「夫孝者、天之經也、地之誼也、民之行也、天地之經、而民是則之、天之明、因地之利、以訓天下、是以其教不肅而成、其政不嚴而治」と之れ孝を主觀的に解釋せるものなり、

第四節 忠孝の客觀的解釋

善く君に事ふるを忠と云ひ、善く父母に事ふるを孝と云ふと説き、或は人の臣と爲ては忠に止まり、人の子と爲ては孝に止まると説き、或は人の臣と爲ては忠に死し、人の子と爲ては孝に死すと云ひ、或は忠にあらざれば君無し、孝に非ざれば親なしと云ふもの、皆是れ君臣父子なる客觀的差別によつて忠孝を區別せるものなり、

第五節 忠孝の本體的解釋



諸外國に於ては屢々革命あり、帝王其姓を易ふ、此れを以て一方に忠臣孝子と稱せらるゝもの一方に亂臣賊子を以て目せられ、勝敗立るに其善惡を異にするが如き奇觀なきに非ざ、故に此等諸邦に於て忠孝の美を觀んと欲するも決して得べからず、支那の如き儒教おつて忠孝仁義の道を重じ、其説くところ忠孝の本義に合するものあり、雖も尙ほ且つ禪讓放伐の惡習あり、焉を克く忠に克く孝なることを得んや、更に進て忠孝の本義を尋ねん、

忠とは中心の至誠を致すを云ふ、孝とは順奉の義、犯忤なきを云ふ、忠せんと欲して忠し、孝せんと欲して孝を、之れ既に自然に非ず、至誠に非ず、豈亦犯忤なしとせんや、西行法師曰く、何事のおはしますかは知らねども有難さには涙こぼるゝと、宏智頌古に曰く、太平治業無象、野老家風至淳、只管村歌社飲、那知舜德堯仁、と、二者よく忠孝の本義を得たるものなり、老子の「大道廢して仁義あり、知慧出て、大偽あり、六親

大乘起信論に  
假名無實但隨  
曰く一切言說  
妄念不可得故  
言眞如亦無有  
相眞如之極  
圓實言

和せずして孝慈あり、國家昏亂して忠臣あり」と云ふものは、忠孝の名あるは既に忠孝にあらざることを示したるものなり、忠孝の行たるや此の如く勉めずして中り、思はずして得るものならざるへからずと雖も、一度其誠を失ふことあらんか、再び之れを誠あらしむるの道なかるへからず、此に於てか忠孝の説あり、大勅語あるなり、蓋し忠孝の名を立つる所以のものは、忠孝は之れ道德的言說の極にして、言に依て言を遣るなり、中庸に曰く「自誠明謂之性、自明誠謂之教、誠則明矣、明則誠矣」と之れ忠孝の名を立つる所以か、

#### 第四章 億兆一心

##### 勅語

億兆心を一に爲て、世々厥の美を濟せる、此れ我が國体の精華にして、教育の淵源亦實に此に存す

(大意)一心の功用を示したまふ



第一節 億兆

億兆とは大數なり、開闢より今日に至るまで君民上下擧げて漏す無きの名なり、即ち前章に皇祖皇宗の威徳と臣民の性徳とを區別して表示したまひしを、此に結で億兆とは宣へるなり、蓋し君民上下の別を立てず、こゝに等しく億兆と宣へるは、後章に朕爾臣民と俱に拳々服膺して威其徳を一にせんことを庶幾ふと宣へる聖意にして、徳の本跡たる一心に於て差別あることなきを示し給はんとの深意に出てさせたるものと恐察し奉る、涅槃經に一切衆生悉有佛性と云ひ、其他佛經に山川草木國土悉皆成佛と云ふもの、亦此眞理に外ならず、

第二節 億兆一心

一とは平等無差別唯一絶對なり、數理上に用ゆる一二の一に非ず、億兆を一にすとは、君民上下極めて密に和合し、至誠相感應し、至情相通徹するが故に、至公無私一心同体となり、更に其封域を留めざるを

伊川曰  
公則一私則萬

云ふ、即ち威徳と忠孝と互に結合連續して、而も相融會し、唯一絶對の個体を化成し、各其本体に復歸し、而も各自位に安住するを云ふ、之れを譬ふるに、酸素、水素の二元素が、其積極消極親和の力用によつて、相結束し相化合して、平等一味の水を形成し、更らに其境界を見ざるも、各其分を守り定比例(田○)を以て常に結合し其内部に俱存するが如し、

王陽明曰く、用乏者惟知同心一徳以共安天下之民、視才之稱否而不以崇卑爲輕重、勞逸爲美惡、効用者亦惟知同心一徳以共安天下之民、苟當其能則終身處於煩劇而不以爲勞、安於卑瑣而不以爲賤、當此之時、天下之人熙々皞々、皆相視如一家之親、之れ能く億兆一心の状態を形容せるものなり

憲法發布の勅語に曰はく、我が祖我が宗は我が臣民先祖の協力輔翼によりて我が帝國を肇造して、之れ建國に於て君民一心なりし明證



なり、五個條の御誓文に曰はく「廣く會議を興し萬機公論に決すべし」、又曰はく「上下心を一にし盛に經綸を行ふべし」と、憲法發布の勅語に曰はく「相與に和衷協同し益々我帝國の光榮を中外に宣揚し祖宗の遺業を永遠に鞏固ならしむるの希望を同しくし此負擔を分つに堪ゆることを疑はざるあり」と、之れ治國に於て君民一心なるの明證なり、宣戰の詔勅に曰はく「汝有衆の忠實武勇に依頼し速に平和を永遠に克復し以て帝國の光榮を全くせんことを期す」と、又軍人に下し賜へる勅諭に曰はく「朕は汝等軍人の大元帥なるぞされば朕は汝等を股肱と頼み汝は朕を頭首と仰きてぞ其親は特に深かるべき朕が國家を保護して上天の恵に應じ祖宗の恩に報ひまいらすることを得るも得ざるも汝等軍人が其職を盡すと盡さざるとに由るぞかし我國の稜威振はざることあらば汝等能く朕と其憂を共にせよ我が武維れ揚りて其榮を耀さば朕汝等と其譽を偕にすべし汝等皆職を守

り朕と一心になりて力を國家の保護に盡さば我が國の蒼生は永く太平の福を受け我國の威烈は大に世界の光華ともなりぬべし」と、之れ軍事作戦に於て君民一心なるの明證なり、而して又此大勅語に「朕爾臣民と俱に拳々服膺して咸其徳を一にせんことを庶幾ふ」と宣ふ、之れ立徳に於て君民一心ならざるべからざると示したまへるものなり、仁徳天皇曰はく君を立つるは民の爲めなりと、而して民皆謂へらく、人民わつて皇室あるにあらす、皇室わつて然る後に人民あり、君恩を最と爲すと、之れ至誠相感應し、至情相通徹するものに非ずや、

第三節 世々厥の美を濟す

美とは變化の中に統一あり、靜に偏せず動に倚らず、大ならず小ならず、一多無碍の關係あり、其能く吾人の性情に適するを云ふ、孟子は美を釋して「充實之美」と言へり、蓋し此に所謂美とは、古へより今に至るまで、民衆の多き、其事業上に於けるも、其精神上に於けるも、變化無量



宜布大教之詔  
に曰はく  
「深政一教億  
兆同心治教明  
千上風俗美千  
下」

にして錯雜窮り無しと雖も六五の君は常に上に明らか、六二の臣は常に下に明らかに、君臣の分定り有り、而も和樂して一体と爲り、各其分を樂むと云ふの狀態を指すものなり。

世々厥の美を濟せるとは開闢より今日に至るまで、上下數千載終始一の如くにして變ずることなく、常に其美を濟したりとの義にして、憲法發布の勅語に「我が祖我が宗は我が臣民祖先の協力輔翼により我が帝國を肇造し以て無窮に垂れたり此れ我が神聖なる祖宗の威徳と並に臣民の忠實勇武にして國を愛し公に殉ひ以て此の光輝ある國史の成跡を貽したり」と宣ふもの之れなり。

第四節 美の時間的區別

美を時間的歴史的に區別するときは、永久美と時代美と爲る、永久美とは吾人不變の情性に訴ふるものにして、崇高、優美、雅致、悲哀、悲壯等の質を有し、時と場所と人との關せず常に美と感とへきものなり、時

代美とは吾人易變の情性に訴ふるものにして、滑稽、遊惰、柔弱、驕奢、浮薄等の質を伴ひ、時と人との場所とに隨て、流行變遷常なきものを云ふ、大勅語に示したまふ所の美は、世々厥の美を濟すとあるか故に、固とより永久美ならざるべからず、而して永久美に三種類あり、曰く第一客觀的永久美とは吾人の感官主として耳目に感ずるものを云ふ、建築、彫刻、繪畫、舞踏、音樂、唱歌等の純美之れなり、第二主觀的永久美とは思想内に現するものを云ふ、演劇、詩歌、韻文等の純美之れなり、第三理想的永久美とは、一に模範的永久美と云ふ、實際を超絶したる理想界に現するものを云ふ、天國淨土の類之れなり、然らば則ち大勅語に宣ふところの美は、其の孰れに屬するか、曰く寶祚の永遠神勅に明らかに、日繼の隆盛事實に徴あり、理想と現實と歩々相踏襲す、此の故に三者圓滿なる極美とこそ云ふべけれ。

第五節 國体



凡そ物皆本體と屬性とあり、本質と現象とあり、常寂無相にして變動なきを本體と云ひ本質と云ふ、而して其性相等の起滅去來増減あるを現象と云ひ屬性と云ふ、我が國家に於て人法土の三者は互に關係し互に和合して増殖し進化し膨脹すべきものなるが故に、屬性にして本體にあらず、故に別に本體なかるべからず、而して其本體とは他あり、一心即ち是れなり、此一心常に國家成立の實體となり所依となるが故に、國體の精華は外に顯現するなり、人或は我が皇室の萬世不變なるを以て國體と爲すものありと雖も、余は然らずと爲すものあり、蓋し皇室は國體上の精華、純氣の中心に煥發したるものにして、其威神徳相の廣大不可説ある、宇宙に徧滿して洽ぬからざるなしと雖も、國家の本體にはあらざるなり、譬へば太陽が無限の光明を發射して十方を照らし八遊星は之れに共ふて運行すれども、太陽系の本體は太陽系自體にして、太陽は唯其樞軸に位し統一を掌るが如し、之れ

を要するに太陽は太陽なり、八遊星は八遊星なり、皇室は皇室あり、臣民は臣民なり、各其一を以て本體と爲すことを得ず、若し強ひて國體を皇室の上に置かんことを欲せば、太神の神勅を以て本體と爲すべし、何となれば、神勅は國家成立、治者被治者の成立の第一原因にして、國家は未來永劫に亘りて、常に神勅の撫理に屬すればなり、然りと雖も、嚴密に之れを論すれば、神勅は一心の國體が作用を始めたる第一段の事相にして、實體にはあらざるあり、

第六節 精華

精華とは精粹華美の義なり、蓋し億兆にして而も一心一本にして而も萬殊能く此光輝ある國史の成跡を貽したるは、之れ我が國體上に現顯したる純一無垢の精美にして、上は久遠を極め、下は永劫を盡して變するなき圓滿完全の極美にして、世界萬國之れに軼くるの美さを嘆稱したまへるものなり、蓋し億兆一心濟美を以て内に對して



其美を表彰し、國體精華を以て外に對して其美を顯揚したまひしものか、果して然らば一心濟美と國體精華とは其實同一言語を反復せるものなり、譬へばこゝに一の湖あらんに、其美景を嘆稱して、此水のみと云はんも、此湖のみと云はんも、不可なきが如し、

第七節 教育

教育とは先覺者たる外縁者が、其導かんとする目的に、後覺者たる内因者を近づけんが爲めに、系統ある方法を以て、内因者の變易性と進歩性とに施すところの事業なり、朱子曰く「後覺者必效先覺之所爲、乃可以明善而復其初也」と、大乘起信論に曰く「諸佛法有因有緣、因緣具足乃得成辨、如木中火性、是火正因、若無人知、不假方便、能自燒木、無有是處、衆生亦然、雖有正因、熏習之力、若不遇諸佛菩薩善知識等、以之爲緣、入涅槃者、則無是處、若雖有外緣之力、而內淨法未有、熏習之力者、亦不能究竟、厭生死苦、樂求涅槃、若因緣具足者、所謂自有、熏習之力、又爲諸佛菩薩等

慈悲願護、故能起厭苦之心、信有涅槃、修習善根、以修善根成熟、故則值諸佛菩薩示教、利喜乃能進趣、向涅槃道、之れ能く教育の原理を示したるものなり、ロツクの白盤説を基礎としたる人心無能力説は、余輩の取らざる所なり、教育は種類より之れを言へば、家庭教育、學校教育、社會教育、宗教々育と爲り、成分より之れを論ずるときは、智育、情育、意育、徳育、体育等と爲り、主義より之れを分てば、個人主義、國家主義、世界主義等と爲り、方法より之れを言へば、指導、監督、命令、賞罰等と、教授と訓練と爲る、茲に教育とは皆此等を包含したる總稱なり、而して如是教が其主宰する所を論ずれば、種類より之れを言へば、宗教々育、成分より之れを言へば、徳育、主義より之れを言へば、三主義融通の國體主義、(三)國体の尊嚴を傷けざる限に於ては方法より之れを言へば、三法具足の信行にあり、

第八節 教育の淵源亦實に此に存す



教育の淵源亦實に此に存すと宣へるが故に獨り教育のみ此に淵源するに非ざるを知る、蓋し億兆一心の美は天台家に所謂一心三觀一念三千の性具圓頓妙理の如く、萬事萬象悉く具有するが故に、教育の如きも亦此一心に存在し而も一心の理体に於て平等絶体なりと雖も、華嚴家に所謂唯心緣起說一相緣起說あり無盡緣起說ありの如く、一心は隨緣して自性を守らざるか故に、萬事萬象を開發し、教育の如きも亦此に緣起すとの義なり、老子曰く「有物混成先天地生、寂兮寥兮獨立而不改、周行而不殆、可以爲天下母」と佛曰く「一切因果世間微塵因心爲體」と中庸に曰く「其爲物不貳則生物不測」と華嚴經に曰く「心如工畫師畫種々五陰一切世界中無法而不造」と、一心の本體が自己内包の勢力によつて開發緣起するこゝと是の如し、

### 第五章 實踐道德

#### 勅語

爾臣民父母に孝に兄弟に友に夫婦相和し朋友相信し  
 恭儉己れを持し博愛衆に及ぼし

(大意)日常實踐の道德を時空擴進の順序にのべたまへるものなり

#### 第一節 爾臣民

爾臣民と呼び掛け給へるは、吾人臣民を覺醒し、深く戒告し、訓諭し給はんとするの聖意より出でさせ給へる、威徳の有難き御辭なり、父の威嚴と母の慈悲とを具へたる大勅語なり、惠撫慈養の大徳、神聖不可侵の威神は此三字に含蓄して余りありと謂ふべし、

#### 第二節 時空の順序

人生まるゝや必ず父母あり、故に第一に父母に對するの道あり、既にして兄弟あり、故に第二兄弟相互の道あり、年壯に及へば又必ず夫婦あり、故に第三夫婦相互の道あり、既にして社會に立ち種々の事業を



爲す此に於てか朋友協同の必要あり故に第四相信の道あり而して已れ先進の位置を占むるに至ては愈々益々其身を檢束し小心翼翼過誤なからんことに注意せざるべからず故に第五恭儉の道あり既にして齒德共に衆に超へ德器成就の地位に到達せんか即ち自己の信證するところを以て則を天下後世に垂れ範を宇内後昆に貽さるべからず此に於てか第六博愛の道なかるべからざるなり之れを時の順序と爲す

父母兄弟夫婦の關係は家族的生活の範圍内にあり朋友及他人の關係は社會的生活の範圍内にあり博愛及衆の關係は有機的生活の範圍内にあり此の如く其關係の區域倍增する之れを空の順序と爲す以上時空の順序は其概畧につきて之れを言ふのみ拘泥すべからず

第三節 父母に孝

父母とは自己所生の原因を指して云ふ而して自己は有形なる肉體

と無形なる心意との結合より成り而して色心不二心物平等の關係ありて分離し得べきものにあらすと雖も其既に心物なる區別を有するか故に父母にも亦自ら此區別の存するを見る有形の父母とは吾人の嚴父慈母なり無形の父母とは吾人の内因開發をへき因熏習力及び外緣開發せしむる用熏習力なり内因とは己心の彌陀あり主我の精神あり自覺の存するところなり外緣とは皇室勅語師友等の力あり四信四讀等信行を以て無形の父母に對する孝道と爲し順愛敬應用分参照の三道を以て有形の父母に對する孝道と爲す而して有形無形を兼ねるものは天地なり大宇宙なり一心あり之れに對する孝道は如是法に隨順するにあり大勅語に父母と宣へるは主として有形の父母なることは明らかなられとも亦無形の父母をも包含するを得べし

第四節 兄弟に友



兄弟とは其所生の原因を同ふして其所生の時に先後次第あるの名あり、父母に有形無形の差別あるが如く、兄弟にも亦此差別あり、一は即ち家族親戚内の兄弟姉妹にして、一は即ち教會寺院及び校舎内の兄弟姉妹を云ふ、兄弟相互の道は友愛にあり、友愛とは常に其同根同幹たる親密の關係を保ち、兄に宜しく弟に宜しく、優勝劣敗の相なく、相互に扶持提携するを云ふなり、

#### 第五節 夫婦相和

夫婦とは他を産出する能生の因及び縁を云ふ、古來天地陰陽剛柔等皆夫婦に配せざるはなし、獨り結婚によりて成立せる男女の配偶を指すのみに非ざるなり、蓋し政と教、文と武、智と悲の如きも亦夫婦と稱することを得べきか、而して夫婦あるものは、積極消極互に其性質を異にし、協力分勞永く相和合するを美と爲す、和合とは琴瑟の相和するが如きを云ふ、蓋し事物は因縁の存在に兼ねるに和合を以てし

て、始めて其結果を生ずるものあり、之れ即ち諸法因縁生の道理にして、天地を極め萬世を盡して變易せざるの真理なり、

#### 第六節 朋友相信

朋友とは同類同志者相扶けて一事業を爲す其各成分各員を云ふ、郷黨の朋友あり、學問上の朋友あり、職業上の朋友あり、政事上の朋友あり、國際上の朋友あり、彼の何會社と云ひ、何團結何黨派と云ひ、何宗何講と云ひ、何同盟と云ふものは、其目的主義綱領或は信條或は盟約の下に、朋友相集まるの名なり、

宣戰の詔勅に曰はく、有司をして常に友邦の宜を篤くするに努力せしめ、幸に列國の交際は年を逐て親密を加ふ何ぞ圖らん、清國の朝鮮事件に於ける若々隣交に戻り信義を失するの舉に出でんとは、又遼東半島還附の詔勅に曰はく、三國政府の友誼を以て切憊せるところ、其意亦茲に存す……乃ち友邦の忠言を容れ云々、之れ國際道徳



は朋友相信の道に存することを明らかにしたまへるものあり、人或は曰く大勅語は國際の道德を示したまはずと、何ぞ夫れ然らんや、

第七節 恭儉持己

恭儉とは守ること約にして放逸驕慢ならせ、各々其分を守り、他の眇域を侵さざる様、其意馬心猿を鈎束するを云ふ、孟子は「恭者不侮人、儉者不奪人」と言へり、佛法に所謂行住坐臥の四威儀、儒道に所謂洒掃應對進退等其他社會の禮義習慣を守るとは、恭儉の道に於て極めて肝要なり、西人曰く「禮は自由の保護者なり」と、古人曰く「約之以禮」と、之れ禮は恭儉の道あることを示すものなり、己れを持すとば、我と知と情と意と互に相制するの義あり、智力が能く炎々たる情火を斷伏して冷然死灰の如くならしめ、感情が能く銳利なる智慧の光と、剛猛なる意志の力を解きて、温平玉の如くならしめ、意志が能く闊忍ある貪瞋痴の三毒を醫して、敢て發動せざらし

め、我は更に知情意の上に立ちて、其の懲罰報償を掌るが如きは、吾人の常に自ら經驗するところなり、蓋し心意はもと唯一なりと雖も、又自ら區分ありて其作用を異にするものなり、今法相の四分相分見分、自證分、證自證分、に依て解釋せば、自證分は證自證分によつて制せられ、證自證分は又自證分によつて制せられ、自他轉々其妙用を遂ぐるが如し、

又國家は個人なりとの見解より之れを釋せば、天皇(我)議會(知)輿論(情)内閣(意)互に相制し、以て國家全体を保持し、外國に對して能く自己適當の領域を保つを、恭儉己れを持すとば云ふなり、金光明經に曰く「意如君王身口如臣君、既克己、臣息暴虐、故」と恭儉の徳を養はんと欲せば、先づ克己を之れつとむべきあり、

第八節 博愛及衆

博愛とは汎愛なり、一視同仁なり、大慈大悲なり、衆とは森羅萬象有情



基督曰「己れの如く  
用の隣を愛す  
べし」  
孝經に曰く  
「不愛其親而  
愛他人謂之悖  
德」

非情一切を含まざるの名なり、博愛衆に及ぼすとは、克己復禮なり、克己とは無我の義、復禮とは方便の義なり、愛に差等なし、施す親より始むるあり、己れの如く隣を愛するなり、此故に博愛は理論にして衆に及ぼすは實際あり、若し然らずして直ちに無差別的博愛を實行せんとすれば、之れ儒に所謂悖德、佛に所謂惡平等と稱するものにして、斯道のもとより取らざる所なり、帝國憲法は明らかに國家主義に反する博愛主義(宇宙主義)并に自愛主義(個人主義)を否定せり、其第二十八條に曰く「日本臣民は安寧秩序を妨げせ及び臣民たるの義務に背かざる限りに於て信教の自由を有す」と、其絶對的信教の自由を與へざるものは何ぞや、蓋し進歩したる宗教は概し博愛の主義個人自由の説を抱持せざるはなし、若し夫れ信教自由を名と爲し、博愛主義を楮と爲し、國家の義務を免れんとせば、實に國家の存立に害あればなり、抑も現今の世界は列國競争の

時代あり、此の故に個人の自由を國家の犠牲に供すべき場合あるは勿論、其博愛平等の主義を實行するに於ても、先づ近く厚きものより漸次遠く薄きものに及ぼさざるべからず、即ち先づ父母兄弟夫婦を愛して朋友人々に及ぼし、常に自己を愛しつゝ、進て國家を愛し、以て皇室を扶翼し奉らざるべからず、語を換てこれを言へば、五行十六事の順序に従ひ、孝友和信恭儉の道を行ひ、退ては學業智徳を習修し、進ては公益世務國憲國法を重じ、緩急節に死し、公に殉し、以て忠君の道を全ふせざるべからず、佛の慈悲を説き、儒の仁を説き、耶の愛を説く、亦皆博愛に外ならず、博愛の二字以て此等の諸教を統合するに足るべし。

### 第六章 四育

#### 勅語

學を修め業を習ひ以て智能を啓發し徳器を成就し



〔大意〕自己に對する行即ち智情意徳四育の本末輕重を明らかにしたまへるものあり

第一節 前章と本章との關係

孔子曰く「弟子入ては則ち孝し出ては即ち弟し謹みて信あり汎く衆を愛して仁に親つき行余力あれば則ち以て文を學ぶ」と之れ前章家族及人々相互の實踐道徳に續きて本章自己に對する行を明らかにしたまへる所以の義を説明するに足る、

第二節 修學

學とは學問なり學問の彙類は左の如し

(一)有形理學とは、物理學、化學、天文學、地理學、博物學、等實驗觀察を基礎となし、宇宙間の物質的理法を發見するの學なり、一に客觀理學と稱す

(二)有象哲學とは、心理學、社會學、道德學、審美學、教育學、等すべて實驗觀

察及び推理を以て基礎となし、宇宙間の心意的理法を發見するの學なり、一に主觀理學と稱す

(三)無象哲學とは、物体哲學、心体哲學、理体哲學、等すべて推理の力によりて宇宙間現象の實体を發見せんとするの學なり、一に本体哲學と稱す

(四)靈神哲學とは、靜坐默想によつて宇宙間の相對絕對無礙事理融通の妙理を窮めんとするの學なり、一に神學と稱す  
之を要するに以上の諸學は、皆吾人知力の働さによりて萬有秘密の眞理を探究するの道なり、此故に學を修むとは、これ智育を示し給へるものなり、

學を修むるには他人の説を知ること極めて必要なり、他人の説を知るは書を讀むに如くはなし、書を讀むに法あり、第一解釋法、之れば文字に泥まらずして其作者の心意を知るを肝要とす、第二批判法、之れば



作者の思想議論の程度を批判するなり、第三統合法、之れは著者の發見せる新眞理新學說を鎔融統合し、以て我が學說を圓成するなり、學を修むるには又必ず師なかるべからば、師は知識を授け惑を解く所以あり、然れども師說悉く信そへからず、又常師なきをよしとせ、學風に二種あり、註釋的學風(甲)とは承くるところの宗あり、外部の諸說を營養として吸收し、漸く發達するものなり、討究的學風(乙)とは承くるところの宗あるにあらず、討究の結果其眞理なるものを取て漸く進歩するものなり、東洋古來の學風は註釋的にして、西洋古來の學風は討究的なり、道德宗教を講説するものは、註釋的學風によるを要し、理學哲學を講ずるものは、討究的學風によるを要し、甲は責任を有するもの、如く、乙は責任を有せざるものに似たり、甲は學說を維持し、乙は學說を改良し、二者偏廢すへからざるなり、

### 第三節 修業

業とは工藝美術なり、儒に六藝の類なり、美に客觀美、主觀美、理想美、極美等の別あり、又時間的に區別するときは、永久美、時代美、と爲る、而して美の成分は、崇高、優美、雅致、悲哀、悲壯等なり、之れを要するに、建築彫刻、繪畫、音樂、唱歌、演劇、詩歌、韻文等の美術は、皆吾人感情の外に發動して、萬有に秩序配合を得せしむるものなり、故に業を習ふとは、之れ情育を示したまへるものなり

### 第四節 智能啓發

智能とは良智、良能の畧なり、良智とは一に道智、或は神智と云ひ、又道德的意見と云ふ、行爲の是非善惡を識別する、智力的現象を云ふ、此現象たるや、一は先天遺傳の結果として、吾人の内心に其啓發すべき萌芽因熏の形式を具有す、之れを稱して根本良智と云ふ、一は教育經驗の結果にして、道德的原則、格言、信條、訓誡、等義務的諸觀念によつて内心の形式を満たすところの用熏實質なり、之れを後得良智と稱す、良



作者の思想議論の程度を批判するなり、第三統合法之れは著者の發見せる新真理新學說を鎔融統合し、以て我が學說を圓成するなり、學を修むるには又必ず師なかるべからず、師は知識を授け惑を解く所以あり、然れども師說悉く信そへからず、又常師なきをよしとせ、學風に二種あり、註釋的學風(甲)とは承くるところの宗あり、外部の諸說を營養として吸收し、漸く發達するものなり、討究的學風(乙)とは承くるところの宗あるにあらず、討究の結果其真理なるものを取て漸く進歩するものなり、東洋古來の學風は註釋的にして、西洋古來の學風は討究的なり、道德宗教を講説するものは、註釋的學風によるを要し、理學哲學を講ずるものは、討究的學風によるを要し、甲は責任を有するもの、如く、乙は責任を有せざるものに似たり、甲は學說を維持し、乙は學說を改良と、二者偏廢すへからざるなり、

### 第三節 修業

業とは工藝美術なり、儒に六藝の類なり、美に客觀美、主觀美、理想美、極美等の別あり、又時間的に區別するときは、永久美、時代美、と爲る、而して美の成分は、崇高、優美、雅致、悲哀、悲壯等なり、之れを要するに建築彫刻、繪畫、音樂、唱歌、演劇、詩歌、韻文等の美術は、皆吾人感情の外に發動して萬有に秩序配合を得せしむるものなり、故に業を習ふとは之れ情育を示したまへるものなり

### 第四節 智能啓發

智能とは良智、良能の畧なり、良智とは一に道智或は神智と云ひ、又道德的意見と云ふ、行爲の是非善惡を識別する智力的現象を云ふ、此現象たるや一は先天遺傳の結果として、吾人の内心に其啓發すべき萌芽因熏の形式を具有す、之れを稱して根本良智と云ふ、一は教育經驗の結果にして、道德的原則、格言、信條、訓誡、等義務的諸觀念によつて内心の形式を満たすところの用熏實質なり、之れを後得良智と稱す、良



能とは一に良情と云ふ、惻愍心、報恩心、隨喜心、敬虔心等、仁愛的諸感情を云ふ、此良智と良情とはもど之れ吾人が有する、平等心と差別心との調和したる實體、即一心より分派せるものなり、吾人百般の善行は、概子此良智と良情との動機より發せざるはなし、此動機の催發に應ずるときは、早晩良心の褒賞あり、若し然らずして吾人が有するところの、平等心と差別心との衝突に起因するところの、利己心、姦惡心、即ち煩惱業に支配せられて惡行を發現することあらんか良心の責罰は早晩免るべからざるなり、良心とは善を爲せば快樂を感じ、惡を爲せば不快を感じるの情にして、良智良情の頓速旺盛に活動するものに外ならず、而して此情たるや、常に行爲の善惡の結果を見て自覺するより發するものあるが故に、固とより行爲の標準と爲り進徳の門を爲すと雖も、一見愚痴の情と區別し難きことあり、貪慾より起る不平の情と區別し難きことあり、愚痴の情とは徒らに過去行爲の悔恨と爲り、一も後來の希望として發現することなきを云ふ、貪慾より起る不平の情とは利己心を達する方法の錯誤を悔ゆるの情なり、啓發とは開發の義、不覺の迷雲を排除し、覺の光りを開現するを云ふ、之れを啓發せんには、良智良情と意志との一致するを要す、開發教授の開祖ベネズエラの教育原理とするところは曰く、教育の大本は人間天賦の中に存在す、人間賦性の中には發達すべき活動力あり、眞正教育の道は、消極的には其自然發達の妨害を排除し、積極的には其發達を鼓舞するにありと、智能啓發の道亦之れに外あらざるなり、佛者は之れを分ちて三門と爲せり、所謂三聚淨戒これなり、其一は即ち攝律儀戒にして止惡門あり、其二は攝善法戒にして修善門なり、其三は攝衆生戒にして利他門なり、八宗綱要に曰く、戒者即三聚淨戒、謂攝律儀戒、一切諸惡皆悉斷捨故、攝善法戒、一切諸善皆悉修行故、攝衆生戒、

り、愚痴の情とは徒らに過去行爲の悔恨と爲り、一も後來の希望として發現することなきを云ふ、貪慾より起る不平の情とは利己心を達する方法の錯誤を悔ゆるの情なり、啓發とは開發の義、不覺の迷雲を排除し、覺の光りを開現するを云ふ、之れを啓發せんには、良智良情と意志との一致するを要す、開發教授の開祖ベネズエラの教育原理とするところは曰く、教育の大本は人間天賦の中に存在す、人間賦性の中には發達すべき活動力あり、眞正教育の道は、消極的には其自然發達の妨害を排除し、積極的には其發達を鼓舞するにありと、智能啓發の道亦之れに外あらざるなり、佛者は之れを分ちて三門と爲せり、所謂三聚淨戒これなり、其一は即ち攝律儀戒にして止惡門あり、其二は攝善法戒にして修善門なり、其三は攝衆生戒にして利他門なり、八宗綱要に曰く、戒者即三聚淨戒、謂攝律儀戒、一切諸惡皆悉斷捨故、攝善法戒、一切諸善皆悉修行故、攝衆生戒、



八宗綱要に曰く諸戒法有八  
 一者戒法通萬  
 二者戒法通萬  
 三者戒法通萬  
 四者戒法通萬  
 五者戒法通萬  
 六者戒法通萬  
 七者戒法通萬  
 八者戒法通萬

荷負衆生遍施利益故、此三聚圓融行故、三聚互攝諸戒融通、如不殺生即具三聚、乃至一切諸戒皆爾、隨持一戒三聚全具、雖是一行廣攝萬行、故雖一念頓經三祇、不壞三祇而立一念、不退一念而經三祇、長短無礙、生佛平等、諸法互通、相即無盡、豈非深妙乎、と、三聚圓融あるが故に、一心に働作して啓發の妙用を呈す、夫れ佛者の機類に應じて戒法を制するや頗る詳密なり、五戒、十戒、五十八戒、二百五十戒、五百戒等の目あり、五戒十戒は其普通なるものなり、五戒とは不殺生、不偷盜、不邪淫、不妄語、不飲酒、之れなり、古人は之れを仁義禮信智に配す、十戒とは身に三つ、放生、不殺生、高行、不偷盜、淨潔、不邪淫、口に四つ、正直、不妄語、尊尙、不綺語、柔順、不惡口、交友、不兩舌、意に三つ、知足、不貪欲、忍辱、不瞋恚、正智、不邪見、之れあり、持戒行人にして能く此等立法の精神を解し、能く此等戒法を實行せば、戒相こゝに具はり徳器こゝに成就せん

ヘルバルトは五個の道念を立て、智能啓發の標準と爲す、其所謂五

の道念とは何ぞや、好意、正義、報償、及び之れを行ふ内心の自由及完全之れなり、

此等は皆吾人の意志を基本として、宇宙の不善を淘汰し、宇宙の善を攝取するものならざるはなし、此の故に啓發智能とは、之れ意育を説きたまへるものなり、

第五節 徳器成就

徳とは已れに足て外に待つことなきなり、已れとは我なり、足るとは圓滿具足なり、外に待つことなきとは絶對なり、器とは器量なり、寛裕溫柔容れざるなく包括せざるなきを云ふ、大涅槃經に大海泉流之器如來亦然と云ふが如し、成就とは圓成するなり、智によつて探求したる眞理、情によつて排列したる極美、意によつて淘汰し得たる至善、悉く皆我によつて統一せられ同化せられて、圓滿具足の徳相を具へ、無礙自在の徳用を現し、其人物を圓成したる、之れを徳器成就と云ふ、故



に徳器を成就すとは、之れ徳育を説きたまへるものなり、  
 ヘルバルトが人物論に曰く意志劃一節操不變は人物の特色にして  
 教育の主眼なり、而して意志を劃一ならしめんとせば意志の根基た  
 る觀念を豊饒にし強固にして、他の新來觀念の爲めに左右せらるゝ  
 所と爲らず能く之れを自家の群中に融會し得る如くならしむるを  
 要とぞ、ケルンハ徳を解して「全般の意志が道德的思念の總計によつ  
 て確定したる道智と相調和すること即ち徳なり」と云へり、

第六節 以

以てとは前は方便にして後は目的なることを示すの文字なり、蓋し  
 前者即ち知育情育は動もすれば奸佞邪智遊惰驕奢の人を作るの恐  
 れあり、甚しきは國家亡滅の因を爲すが故に、常に意育徳育の目的を  
 達する方便なることを忘るべからざるなり、益軒曰く學問の道は他  
 ちし唯道を知りて善惡を分ち善を行ひ惡を去るにありと

第七章 愛國殉公

勅語

進て公益を廣め世務を開き常に國憲を重んじ國法に  
 遵ひ一旦緩急あれば義勇公に奉じ

〔大意此一章は國家社會に對して愛國殉公の道を説きたまへるものな  
 り〕

第一節 進

進の一字は、之れ前章と本章との關係を示したまへるものにして、自  
 覺即ち自己に對する道を修行せば、更らに進て覺他即ち國家社會に  
 對する道を履行せざるべからざることを示したまふ、之れ實に厭世  
 隱遁〔不事王侯高尙其事〕の小乘自利主義と、樂天欣世〔王臣蹇々匪躬之  
 故〕の大乗利他主義の別るゝ分水界なれば、深く注意考察するを要す、

第二節 公益を廣め世務を開く



公益とは國家公衆の利益なり、廣むとは横に普及するを云ふ、世務とは世間必要の業務なり、開くとは縦に新事業を開始するを云ふ、之れを要するに國家の隆昌人民の福祉の爲めに前者は紹述し流布し、後者は經綸し開建するなり、然れども廣開二者の關係至て親密にして互に因果を爲す、左に其一例を示さん、

憲法發布の御告文に曰く

皇朕れ謹み畏み皇祖皇宗の神靈に詰けて曰さく皇朕れ天壤無窮の宏謨に循ひ、惟神の寶祚を承繼し、舊圖を保持して敢て失墜することなし、願みるに世局の進運に膺り人文の發達に隨ひ宜しく皇祖皇宗の遺訓を明徴にし、典憲を成立し條章を昭示し、内は以て子孫の率由する所どなし、外は以て臣民翼贊の道を廣め永遠に遵行せしめ、益々國家の丕基を鞏固にし、八洲民生の慶福を増進すべし、茲に皇室典範及ひ憲法を制定す、惟ふに此れ皆皇祖皇宗の後裔に貽したまへる統

治の洪範を紹述するに外ならず、而して朕が躬に逮で時と俱に舉行することを得るは、洵に皇祖皇宗及び我が皇考の威靈に倚籍するに由らざるは、亦し皇朕れ仰で皇祖皇宗及び皇考の神祐を祈り併せて朕が現在及び將來の臣民に率先し此憲章を履行して、愆らさらんことを誓ふ、庶幾くは神靈此れを鑒みたまへと

其黒点を附するは廣むの義あるもの、圈点を施せるは開くの義あるもの、二重ノ圈点を用ひたるは二義兼有を示すものなり、

廣と開との二義獨り親密の關係を有するのみならず、世務を開けば公益と爲り、公益を廣むれば世務を開くの基と爲る、公益世務相利して國家の開進を見る、

韓愈の原道に曰く古之時人之害多矣、有聖人者立、然後教之以相生相養之道、爲之君、爲之師、驅其蟲蛇禽獸、而處之中土、寒然後爲之衣、飢然後爲之食、木處而顛、土處而病也、然後爲之宮室、爲之工、以贍其器用、爲之賈



以通其有無、爲之醫藥以濟其天死、爲之葬埋祭祀以長其恩愛、爲之禮以次其先後、爲之樂以宣其澀鬱、爲之政以率其怠倦、爲之刑以鋤其強梗、相欺也、爲之符璽斗斛權衡以信之、相奪也、爲之城郭甲兵以守之、害至而爲之備、患生而爲之防、と、公益を廣め世務を開くとは、是の如きことを云ふなり、

之れを要するに、公益を廣め世務を開くとは、殖産、興業、通商、航海、拓地、殖民、兵事、經濟、衛生の如き有形事業より、宗教教育の如き無形事業に至るまで、工夫發明、尋繹討究、進歩改良普及を企て敢て怠る勿れとの聖意ならん、若し夫れ此等諸件にして停滯退歩せんか、國家は決して十分なる活動をなし、富國強兵の實を擧ぐることを能はざるなり、帝國が物質的文明の大勢を看破し、鎖國の舊主義を抛擲して、開國の新國是を定立せしより以來、茲に三十年、而して生存競争の中心漸く我が東洋の天に集まらんとす、而して彼の日清戦争の結果は、一躍我

が國をして世界有數の強國たらしめ、今や將に東洋の主權を握り、帝國が其有するところの天職を實舉せんとする第一期節に到達せり、此の時に當り公益を廣め世務を開くの大事業は一にして足らず、吾人豈に保守退縮すべきの時あらんや、

### 第三節 國憲

國憲とは即ち大日本帝國憲法なり、明治二十三年二月十一日紀元節に於て我が天皇陛下より發布せられし欽定憲法なり、而も其實國民の理想に契合せるが故に又國定憲法なり、天皇、臣民の權利義務、帝國議會、國務大臣及び樞密顧問、司法會計、補則の七章七十六條より成れるの憲法なり、君民共に侵そへからざる萬世不磨の法典なり、主權を代表するものなり、帝國の組織構成の原規、大本なり、憲法發布の詔勅に曰はく、

朕國家の隆昌と臣民の慶福とを以て中心の欣榮とし朕が祖宗に承











るもの誠心誠意常に禮義を正しくし、上官の命令を奉し、勇を養ひ武術を勵み、信義を重んじて人に交はり、質素以て其身を檢束し、一旦有事の日に當ては戰陣に忠節を顯はさんことを心懸けざるべからず。慶應四年二月二十八日の勅に曰はく「天下萬姓の爲めに於ては萬里の波濤を凌ぎ身以て艱苦に當り誓て國威を海外に擴張し宗祖先帝の神靈に對へんと欲と」と又次て勅して曰はく「遂には萬里の波濤を拓開し國威を四方に宣布し天下を富岳の安きに置かんことを欲と」と萬乗の至尊にして躬親ら率先したまふや是の如し、之れ皇祖皇宗の遺志を紹き、帝業を恢弘したまふ所以、六合を兼ね八紘を被ふの天職を有する、吾人大和民族は十分なる覺悟を以て列國競争の場裏に立たざるべからず、

清國に對する宣戰の詔勅、義勇兵に關する詔勅、平和條約御批准の詔勅は、後來帝國臣民殊に軍人の常に奉讀して、護國殉難の義氣を養成

するの經典となすべきものにして、遼東半島還附の詔勅及びこれに次て陸海軍人に賜はりたる勅諭に至つては、現在臣民たるもの、日夜に讀誦して他日の報効を期せざるべからざるものなり、

#### 第六節 常に國憲を重し國法に遵ひ一旦緩急

われは義勇公に奉じ

常とは常時即ち平常無事太平の時を云ふ、故に國憲を重し國法に遵ふべきこと勿論なり、一旦緩急義勇奉公の場合に分て二となす、一は内憂外患の如き時として發るの非常時にして、一は國民自ら義勇兵を組織するの止むべからざるが如き稀有の非常時なり、前節に於て陳ふる所の如き、内憂外患の際に於て義勇奉公の義務を全ふすることにつきて云ふ、故に軍人に於て殊に必要なりと爲す、若し夫れ稀有の非常時に至ては、何を獨り軍人に於てのみ殊に必要なりとせんや、之れを歴史に徴するに藤原鎌足が入鹿を誅戮したる



が如き、兒島高德が車駕を奪ひ奉らんとしたるが如き、其例に乏しからず、義勇兵に關する詔勅に曰はく、朕は祖宗の威靈と臣民の協全とにより、我が忠武なる陸海軍の力を用ひ、國の稜威と光榮とを全くせんことを期す。各地の臣民、義勇兵を團結するの舉あるは、其忠良愛國の至情に出づることを知る。惟ふに國に常制あり、民に常業あり、非常徴發の場合を除くの外、臣民各々其常業を勤むることを怠らず、益々生殖を進め、以て富強の源を培ふは、朕の望むところなり。義勇兵の如きは、現今其必要なきを認む。各地方官、朕の旨を體し、示諭するところあるべし。と清國勝懲の事たる實に帝國の一大事なり、而も常制に従ひて、陸海軍の力を用ひ、以て國の稜威と光榮とを全ふすることを得たり。此の故に常制以外に於て、義勇奉公の義務を全ふするが如きは、實に危急存亡旦夕に迫るの場合に於て、舉行すべき重大事件たらざるべからず、世に自稱壯士なる者あり、事の輕重緩急を察せず、輕舉妄

動權貴を殺害し、外人を屠戮して、以て快どさす、之れ實に帝國の累を爲すもの、深く戒めざるべからざるあり、

### 第八章 忠

#### 勅語

以て天壤無窮の皇運を扶翼すべし

(大意) 前四行は、悉く忠君の一行に歸着せざるべからざることを示したまへるものなり

#### 第一節 以

以てとは、前の十五事は、後の一事即ち忠君の目的を達する方便あることを示したまへるものなり、蓋し臣民億兆の衆多なる、其行爲精神皆此一行に統一せらるゝか故に、民心依て、以て固結し、皇室の威徳と相感應して、所謂一徳の美果を形成するあり、

#### 第二節 天壤無窮の皇運



天壤無窮の皇運とは一系連綿として天地と俱に長久なる我が皇統  
 寶祚を云ふなり、林道春曰く「夫本朝者神國也神武帝以來、相續相承、皇  
 緒不絶、是我天神之所授道也」と、大日本帝國臣民が萬世一系の皇室を  
 奉戴することとは、之れ後天的に定まりたるものに非ずして、實に、先天  
 的に確立したるものあり、天照太神天孫に勅して曰はく「豊葦原の千  
 五百秋の瑞穂國は我が子孫の王たるべき國なり宜しく爾皇孫就て  
 治らせ行け寶祚の隆當さに天壤と窮り無かるべし」と、其何故に瑞穂  
 國を以て王たるべき國なりと宣ひしか如何なる道理ありて寶祚の  
 無窮を宣言したまひしか、菅原道真が曰く「神國一世無窮之玄妙者、不  
 可敢而窺知と、之れ實に吾人凡智の測知すべからざる所に屬す、唯開  
 闢以來の實跡は明らかに神勅の永劫不變不易なることを證し、吾人  
 をして物質的理法よりも遙に確實なることを默信せしむ、然るに科  
 學の道理を以て之れを推さんと欲するが如きは神勅を疑ふの罪輕

からざるあり、

憲法第一條に曰く「大日本帝國は萬世一系の天皇之れを統治す」と之  
 れた、神勅を反復したるものなり、之れ唯其既定的必然の事實を條  
 示したるものなり、然らば則ち吾人臣民が此皇運を扶翼し奉るも、皆  
 是れ神勅の攝理任運にして然るものなり、

平重盛曰く世に四恩あり、君恩を最と爲すと、何ぞや天祖以來數千年  
 百有余代の列聖常に吾人臣民の大父母大宗家と爲り、惠撫慈養した  
 まひし、仁恩德澤の廣大無量なる、思量の外に屬すればなり、誰れか報  
 恩の念、皇運扶翼の心を發動せざるものあらんや、

### 第九章 如是

#### 勅語

是の如きは獨り朕か忠良の臣民たるのみならず又以  
 て爾祖先の遺風を顯彰するに足らん

心地觀經曰  
 一父母之恩三  
 衆生之恩四寶  
 王之恩是四恩  
 一切衆生平等  
 荷負



(大意)忠孝無礙如是の理法を示したまふ

第一節 遺風顯彰

中庸に曰く「夫れ孝は能く人の志を繼ぎ善く人の事を述ふるものなり」と、孝經に曰く「身を立て道を行ひ名を後世に掲げ以て父母を顯はすは孝の終りなり」とされば祖先の遺風を顯彰とは、之れ孝道を説きたまふものなり、蓋し祖先の遺風を顯彰するは、之れ順愛敬の孝道を盡す所以あればなり、

第二節 如是

如は真空是は妙有なり、十六事差別の相あり、而も如々にして平等なるを如是と云ふ、即ち是の如きとは、此様にもあり其様にもあると云ふの義にして、諸法回互、本末究竟等の理を示したるものなり、故に其例解として始めの孝と終りの忠と如是なることを示したまふ、忠孝既に融通す其他推して知るべきなり、

是の故に語を換へて本章を解釋するとき、平等即差別差別即平等なること、之れを例へば忠良は孝順に通し、孝順は忠良に通するか如しと爲る、

由是推之華嚴に所謂一行即一功行、一功行即一行、一多相即無盡の理、天臺に所謂一念三千性具の法、亦此眞理に外ならざるを知るべし、言志錄に曰く「五倫有君臣、無師弟、非無師弟、君臣即師弟、今更思、師不特有君之尊、而有父之親、則父道亦與師道通、長兄若父、則兄有師道、三人行必有我師、則朋友亦相師焉、夫教婦隨、則夫亦師歟、是則五倫配合、無適非師弟」と之れよく如是の道を論したるものなり、

大乘起信論に曰く「所現之色無有分齊、隨心能示十方世界、無量菩薩、無量報身、無量莊嚴、各々差別皆無分齊、而不相妨、此非心識分別知、以眞如自在用義故」と、之れ眞如、々是法の甚深微妙不可説なるを嘆美したるものなり、



文珠般若經に曰く「不思議佛法等無分別、皆乘一如成最正覺」と、一如は即ち如是なり、大勅語の眞理は皆是の如是の文字に攝盡せられ、人々皆此如是に乗して、一徳の大果海に到達するか故に、斯道を稱して如是教と云ふ、

古來如是の義を解するもの頗る多し、今其二三を示さん、華嚴疏に曰く「如即眞空、是則妙有、無俗外眞空而非斷、無眞外俗有而非常」、

永覺師曰く「理無不是之謂如、事無不如之謂是」、

指月禪師曰く「如者一切不異、是者一切脫非、如之是、々々之如、法唯如是」、千丈拘卜篇に曰く「如者不變義也、是者不易義也、通乎古今而不變遷、無有變易謂之如是之法」、

天桂師曰く「如是通即人々自具妙心」、

又曰「佛祖如是、賢聖如是、人天眞俗如是、生死涅槃煩惱菩提如是、山河大地森羅萬象方圓大小塵々法々悉皆無不如是、所謂如是相、如是性、如是

体、如是力、如是作、如是因、如是緣、如是果、如是報、如是本末究竟等」、

### 第十章 遺訓遵守

勅語

斯の道は實に我が皇祖皇宗の遺訓にして子孫臣民の俱に遵守すへき所

(大意)斯道の宗教的に成立せることを示したまふ

#### 第一節 遺訓

如是法は宏遠深厚の大威徳を有したまふ列聖の相傳し相承したまふところの大道にして、先天的に此大帝國に存在するものあり、學問的討究の結果によりて成立したるものに非ず、又外國傳來の教法にあらざるあり、故に護法愛國の念あるものは必ず此宗教によらざるべからず、之れ上は皇室より下は吾人臣民に至るまで、俱に遵守せざるべからざる所以なり、



蓋し學問的討究によつて得たる道德説の如きは、其基本を吾人不完全なる知力に取るが故に、人智の進歩と共に昨是今非の恐れあり、隨て人を感化するの勢力に乏しく、又此の疑ある蓋然理 *Probability* に對して永遠に遵守すべき義務あることあり、若し又外國傳來の教法にして國家的要素を缺くものならんか、其教法或は時の弊害を救治するに足るものあらん、而も吾人帝國臣民が永遠に遵守すべきものに非ざるなり、

慶應四年四月二十八日の勅語に曰はく「列聖の餘業先帝の遺志を繼述し」と、次て又曰はく「古列聖の蹤を履み……列聖の神靈を慰め奉らん」と、國會開設の勅語に曰はく「我祖我宗昭臨して上にあり、遺烈を掲げ洪模を弘め、古今を變通し、斷して之れを行ふ責朕が身にあり」と、憲法發布の勅に曰はく「皇祖皇宗の遺訓を明徴にし……之れ皇祖皇宗の後裔に貽したまへる統治の洪範を紹述するに外ならず」と、陸

下躬親ら遺訓遵守の道を示したまふや、是の如し、

凡そ世人命終に臨み言を爲して以て子孫に示す、之れを遺言と云ふ、而して子孫之れを執て以て標準と爲し、世々守て變せず、之れ其恭敬信順の意に出で、祖先祭祀の事と等しく重きべきの美風なり、然るを况んや吾人の大父母大宗家たる皇祖皇宗の遺訓、而して陛下の開示したまへるものかや、造次頓沛、豈に此に於てせざるべけんや、

## 第二節 救世主

釋迦曰く「三界猶如火宅、衆苦充滿、甚可怖畏、常有生老病死憂患、如是等火熾然不息」と、心地觀經に曰く「世間の衆生導師なし、生死の險難過ぐるに由なし、如何ぞ寶所に至ることを得んや」と、吾人は實に是の如き苦痛暗黒の世界に立てり、嗚呼吾人は如何にして其迷苦の原因を尋ね、一心如何にして其苦縛を解き、如是如何にして其實所(一徳)に至らん、吾人無明煩惱の火焰熾盛にして、獨り自ら煩悶するのみ、然るに救



世主現人神は今や此世界に應化して吾人の前に立ち吾人と偕に在りましたまふ彼の光線なるものは空の十方に擴散するものなれども之れを反射する物体あるに非されば吾人の眼根に映せざるが如く如是の大道は宇宙萬有に周徧すと雖も此救世主ありて其大光明を吾人の心内に反射したまふにあらずんば吾人は如何にして其光明を仰くを得んや吾人は今救世主の指導によりて以て闇を破り迷を脱し其本體に復歸し無限の光明無量の平和悠久の生命を得んとす所謂眞觀清淨觀廣大智慧觀悲觀及慈觀無垢清淨光慧日破諸闇能伏災風火普明照世間なるものなり吾人常に願ひ常に瞻仰せざるべからず、

## 第三節 斯道由來

人或は大勅語を以て儒教に由來と爲し甚しきは其出典を擧ぐるものあり噫之れ何たる事ぞや蓋し儒教が忠孝倫理の道を唱説する

こと及び我邦古來文字なく其道を傳説する必ず忠孝等の漢字を以てしたることは忠孝倫理の説を以て恰も儒教の專有物なるが如き感想を抱かしむるに至りしものあり然れども大道は早く既に不言の時に行はれ一味瀉瓶法性等流開國以來變ることなきなり皇室典範發布の勅語に曰く「祖宗肇國の初め大憲一たび定まり昭なると日星の如し」と蓋し我が大帝國が隣邦支那の如く屢々姓を易ゆることなく萬世一系の皇室を奉戴することを得たるは天壤無窮の神勅寶鏡の遺訓が夙に我國に存在し君臣父子の分嚴然として定りあるによるものにして彼の儒教の禪讓放伐匹夫紂土芥寇讐の説の如きは我國の決して是認せざる所なり、然りと雖も斯道は又決して外國傳來の教法を拒むものに非ず苟も斯道を皇張し帝國の光輝を宣揚するの資ある者は之れ固とより喜て取るところあり五個條の御誓文に曰はく「知識を世界に求め大に



皇基を振起すべし」と、之れ古來我帝國の國是とするところなり、此故に佛教の如きも小乘厭世の教漸く衰へて、大乘樂天の宗派其勢力を占め、儒教の如きも亦禪讓放伐の説排斥せられて、仁義禮智信五常の説大に我國人に採用せらるゝに至れり、水戸烈公曰く「神州の道を奉して西土の教を取る」と、吉田松陰曰く「朱子學ヒヤの陽明學ヒヤのど、一偏の事にては何の役にも立不申、尊皇攘夷の四字を眼目として何人の書にても何人の學にても其所長を取る様にすべし」と、佐久間象山の詩に曰く「刀鎗銳利本無雙、人士英靈冠萬邦、更舍私心収衆長、何方醜虜不歸降」と彼の耶蘇教の如きも亦早晚其淘汰鎔鑄の作用を受くへきものたるを信して疑はざるなり、實行教管長柴田禮一氏曰く「當さに因循姑息の舊風を脱却して、三綱五常の道忠孝仁義の諸徳を同化し、因縁誓論の方便を利用し、進ては耶蘇回々等の宇宙にありとわらゆる諸宗をも、悉く我が幕下に伏せしむるの覺悟なかるへからず

と神州の道を奉するものもとより此の如くあらざるへからざるを

り  
 神皇正統記に曰く「道のひろまるべきことは内外典流布の力なりと云ふべし、魚を獲ることは網の一目によるなれど、衆目の力なければこれを得ること難きが如し、應神天皇の御代より儒書を廣められ、聖徳太子の御時より釋教をさかりにし給ひし、これ皆權化の神聖にましませば、天照大神の御心をうけて、我國の道を廣め深くしたまうなるべし」と又曰く「君としてはいづれの宗をも大概しろしめして捨てざらんことぞ、國家攘災の御はかりことなるべき、菩薩大士もつかさどる宗あり、我朝神明もとりわき擁護したまう教あり、一宗に志ある人餘宗をそしりいやしむ大なるあやまちなり、人の根機品々なれば教法も無盡なり、況んや我が信ずる宗をだに明めずして、未だ知らざる教をそしらんは極めたる罪業にや、われは此宗に歸すれども人は

龍樹曰  
 自法染故毀  
 戒行人不  
 免地獄苦  
 涅槃經曰  
 所有種々異論  
 佛說文字是皆







報とにつきて示さん、何をか四種の原因業と爲す順現業、順生業、順後業、順不定業是れあり、又は現世受、來生受、無量生受、中受と云ふ、而して其受報の時及報に關して又四種と爲す、時定報、不定報、時不定報、時定報、時報俱不定之れなり、因果論は理論分に於て見よ、

第二節 中外一徹

中外とは心の内外を云ふ、中外に施して悖らずとは、如是法が千差萬別なる諸物体と密に相俱存して遍ねからざるなく、心境無礙なるを云ふ、反言すれば中外の諸法は悉く之れ如是法の顯現あるを云ふ、此の故に之れを心内に施し無形的の理論に構成するも眞理たるを證せざるはなく、之れを心外に施し有形的の事實に應用するも眞理たるを證せざるはなく、主觀客觀共に善美なるを云ふ、近思錄に曰く「合外内平物我、此見道大端」と中庸に曰く「性之徳也、合外内之道也、時措之宜也」と其外内とは之れ心内心外を指して云ふなり、韓愈曰く「施之於

天下萬物得其宜、措之於其躬、体安而氣平」と又曰く「以之爲己、則順而祥、以之爲人、則愛而公、以之爲心、則和而平、以之爲天下國家、無所處而不當」と、中庸に曰く「君子道本諸身而不謬、建諸天地而不悖」と、古來道の功用を嘆美するもの多くは主觀客觀兩全を以て形容せざるはなし、

第三節 中外別釋

或は中外を釋して國の内外と爲すものあり、無邊無際的空間を分つに何れを境界と爲すも、其廣狹に關して差別あることなし、唯其義の現はるを取るのみ、蓋し中外を以て心内心外と爲すときは、斯道の深遠廣厚なる功徳を具足するの義を現はすに適す、之れを譬ふるに、國の内外を以て中外を釋するものは、博物學に所謂人爲分類法の如く、心の内外を以て中外を釋するものは、自然分類法の如し、甲は乙に比して其區別判然たれとも、乙の如く其性質を現はすに適せざるなり、或は此一章を解釋して之れを帝國の歴史に徴し、之れを帝國の未來



に推して變易をへからざる國家的道德の標準にして、帝國の壽命と其存在を共にすべく、之れを以て帝國の内部に施すときは、國家の安寧及び道德を維持すべく、之れを以て外國に對し、國際の間に施すときは、國權國威を宣揚するに足ると爲すものあり、之れ勅語を狹義に解釋するものあり、

### 第十二章 上下一徳

#### 勅語

朕爾臣民と俱に拳々服膺して咸其徳を一にせんことを庶幾ふ

(大意)君民上下の差別なく一徳の大果に達せんことを希望したまふ

#### 第一節 一心一徳

君臣一徳は億兆一心に對應す、唯だ縁起の原因につきて論ずるが故に一心(眞如)と云ひ、性起の果報につきて論ずるが故に一徳涅槃と云

ふのみ、因果もど是れ如是なるが故に、縁起の因は性起の果を全ふして起り、性起の果は縁起の因を全ふして起る、開合集散一に如是法の然らしむる所、佛書に所謂依理起於勝行、依行感於勝果、依果顯於悲化、依化顯於知慧、依知慧開於理と是れなり、此に於てか大勅語は首尾圓合し、終て復始まる、終始一の如し、近思錄に曰く、天下之理終而復始、所以恒而不窮、恒非一定之謂也、一定則不能恒矣、唯隨時變易乃常道也、天地常久之理、非知道者孰能識之矣と、如是の妙用實に是の如し、

#### 第二節 理想現前

如是の妙用、時空に銷融し一徳の實所に連載すること前述の如し、然りと雖も、單に前述の理論に止まらば、唯是れ理想上の存在のみ、毫も社會に益なし、故に救世主大陸下は、長くも親ら衆生界に化現して、朕爾臣民と俱に拳々服膺して咸其徳を一にせんことを庶幾ふと宣ひ、大法の現前を希望したまふ、中庸に曰く、得一善則拳々服膺而弗失之

聖意深遠先  
達由の旨を示  
したまふ



矣」と、一善にして尙且つ然り況んや是の大法をや、吾人豈に拳々服膺聖旨に副ふことを俛めざらんや、

第三節 三無差別

一徳は、君民共に如是法に契合融通したる果海なるが故に、君と民と法と三無差別なり、華嚴經に曰く「萬法唯心々外無別法々佛及衆生是三無差別」と、蓋し亦此理を述ぶるものなり、

第四節 一徳大果

一徳大果現前の徳相如何、曰く如是の運用自在あり、如是の運用自在なるときは、則ち眼前に臨むもの悉く收めて自己の方寸に歸せざるはなし、萬境に於て自由自在なり、此に於てか彼の假相たる彼我や君民や、悉く鎔融混合して一体と爲り而も假相を離れず、善惡俱存して而も善惡の相なく、眞善美偽惡醜の通徹涉會を得て、吾人か希求する眞相に達し、萬物の靈と同体と爲り、大神力に住し、願として成就せざ

るなきに至らん、理學や哲學や道德や宗教や技術や政法や悉く我が手足とあり、機關となり、奴僕たるに至らん、物質不滅勢力保存の眞理や大引力の法則や、適者生存の規則や、因果の理法や、我れを支配するの勢力なく、悉く我身普現の順序過程たるを示すに至らん、嗚呼何ぞ其境遇の靈活大自在なるや、

昨日まで空高くのみ見し山も

今日は雲踐むきそのかけはし

第十三章 時、人、靈

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

第一節 時

明治二十三年十月三十日は神武天皇即位紀元二千五百五十年にして、釋迦滅後二千九百十七年、西曆紀元千八百九十年に當れり、即ち大



日本帝國首都皇城神聖の殿堂に於て、三百十有五字の大勅語、一心如是一徳の大道が、煥發したる空前絶後千載一遇の大紀念日にして、又宗教世界に一大紀元を興へたる大聖日なり、政權復古に次て教權復古を成就したまひ、皇祖皇宗の遺訓を恢宏にし、物質的文明の弊害を杜絶し、吾人臣民流轉の迷を開き、子孫臣民を一徳彼岸の妙本に導き給ふの大恩日なり、此の故に六合を兼ね八紘を掩ふの天職を有する吾人臣民は、こゝに一大儀式を創建し、宇内萬邦の民をして如是の徳光陛下の威靈を瞻仰せしめざるべからず、

第二節 人

明治今上皇帝陛下は皇祖皇宗の威徳を承繼し、萬世一系の寶祚を踐ませ給へる神聖侵すべからざる現津御神なり、政教の二大權を掌握し、政權の大典としては憲法を發布したまひ、教權の大典としては此大勅語を下し賜へる大皇帝大救世主なり、列聖の君徳固とより大小

厚薄等の差別あしと雖も、近く吾人の前に應現し、列聖の遺訓を明徴にし、以て吾人の眼目に反射したまひしは、今上皇帝陛下に非ずや、此故に吾人は皇祖皇宗の遺訓たる此大勅語を信奉するの因縁より、獨り此大皇帝現津御神を崇敬して大本尊と仰き奉らざるべからざること信じて疑はざるなり、

第三節 聖

聖は之れを信にする所以なり、御聖は大勅語の玉體金口より出でさせ給へるを實にする所以なり、法と時と人とを合せ信を天下後世に取る所以なり、劉子曰く「信は基あり行は末なり」と、三者信すべからずんば四信五敬何によつてか立たん、法輪何に依てか轉せん、御聖の敬信すべきこと更らに一言の辨明を要せざるなり、



### 第四編 信心分

#### 第一章 四讀

大勅語を奉讀する方法、淺より深に小より大に至る四種の法あり、曰く語讀、身讀、意讀、神讀之れなり、  
 第一語讀とは口を以て大勅語を奉讀するなり、三百十有五字の大文字を口頭に綴りて讀誦するなり、蓋し語讀を爲すの人、其時其人の語業は全く大勅語の顯はれと爲る、以て妄語綺語惡口兩舌等の不善語を遠離するを得べく、又語讀の聲を聞くときは、聖言他の口中にあり我が耳中にありて恍として神融するを覺ゆ、以て如是教有縁の人と爲ることを得べく、以て他の三種奉讀法の階梯たるべし、故に語讀と雖も決して輕んずべからず、報恩經に曰く「人生世間禍福從口生」と、然らば則ち語讀が如何に利益あるかは自ら明瞭あらん、而して語讀は其法至簡至易なる

中庸曰  
言順行行順言

が故に、何人と雖も之れを能くし得べし、

第二身讀とは身を以て大勅語を奉讀するなり、孝友和信等十六事を實踐躬行するあり、蓋し身讀を爲すの人は形壽を盡すまで其人の身業は大勅語の顯はれと爲る、以て殺生偷盜邪淫等の不善行を遠離するを得べく、以て五行を完ふることを得て、社會の安寧秩序を保持するに足る、蓋し法律と相待て優に効力あるものなり、孔子曰く「邦道あるときは、言を危ふし、行を危ふと、邦道あきときは、行を危ふし、言孫ふ」と、身讀の重すへきこと是の如し、

第三意讀とは意を以て大勅語を奉讀するなり、一心二門三大四信五行如是等の理を心に默想するなり、朱子曰く「吾心正しきときは天地の心亦正し」と、然らば則ち意讀を能くするの人は天地萬物を以て悉く大勅語の顯れと爲すなり、以て貪欲瞋恚愚痴の三毒等不善念を遠離することを得て天地を淨潔ならしむるを得べし、明治十五年一月四日軍人



に下し賜へる勅語に曰はく「心誠ならざれば如何なる嘉言も善行も皆  
 うはべの裝飾にして何の用にかは立つべき心常に誠あらば何事も成  
 るぞかし」と古語に曰はく「萬能一心」と其意は萬の才能も唯一心の正不  
 正によりて善惡の分るゝを云ふなり古歌に曰く「心さへ誠の道に契ひ  
 なば祈らまとも神や守るらん」と意讀が如何に功徳あるかを知るべ  
 し如是教が社會人心の進度に應じて人の信仰を支配し得るは全く意  
 讀の力によるものなり、

第四神讀とは語身意三讀具足圓融の妙を以て大勅語を奉讀するなり、  
 所謂一心如是、一徳時空融通、因果一如、等秘密不可思議法を以て大勅語  
 に遊び如是教に應現するなり孟子曰「聖而不可知之謂神」と中庸に曰く  
 「鬼神の徳たる其れ盛なる哉洋々乎」として其上に在るが如く其左右に  
 在るが如しと蓋し神讀を爲すの人は人間界を釋脱して神界に入り、神  
 界より人間界に應現垂跡すること自由自在にして、坐から手を宇宙の

般大泥河經曰  
 住大泥河王能  
 一以須彌山入  
 維摩詰經曰  
 以一毛孔入  
 以四海水入  
 一毛不濕魚  
 之性如故大水  
 之性如故大水  
 本性如故大水

心地觀經に曰  
 一切の菩薩勝  
 道を修するに  
 四種の法を要  
 當に知るべし  
 善友に親近す  
 正法を聽聞す  
 正法を思惟す  
 理の如く思惟  
 するの如く修  
 證するの如く  
 證するの如く

外に據へ、時空心境の大權を其掌中に翻弄することを得て、其逍遙遊樂  
 なること須彌山四大海水の説の如くなるべし、大勅語に一徳とは此の  
 如き境遇に名つけたまへるものあり、

六根清淨教に曰く「我身は即ち六根清淨なるが故に五臓の神君安寧あり、  
 五臓の神君安寧なるが故に天地の神と同根なり、天地の神と同根な  
 るが故に萬物の靈と同體なり、萬物の靈と同體なるが故に願として成  
 就せざることなし」と之れ四讀の功徳を述ぶるものあり、大勅語下賜の  
 當時文部大臣が各種學校に與へたる訓示に曰く「勅語を奉讀し且つ意  
 を加へて諄々誨告し生徒をして夙夜に佩服するところあらしむべし」  
 と、之れ語身意の三讀を奨勵せるものなり、其他「博學之審問之慎思之明  
 辨之篤行之」と云ひ、受持讀誦正憶念、如說修行と云ひ、守口攝意身莫犯と  
 云ふもの皆然らざるはあし、吾人臣民同志同行の者、四讀の法によりて  
 上一徳を求め下衆類を化せざるべけんや、自覺々他覺行圓滿明々徳親



民止至善の妙用を遂げざるべけんや、

### 第二章 四信

劉子曰く「信は基あり行は末あり」と程子曰く「道を信する篤ければ則之れを行ふ果なり、之れを行ふ果なれば則之れを守る固」と有論に曰く「佛法の大海信を能入と爲し智を能度と爲す」と有經に曰く「信は道源功德の母」と心地觀經に曰く「衆生信あければ化を被らざること幽冥に處すれば日の照すこと難きが如し」と以弗所書第二章に曰く「爾曹恩に由て救を得、之れ信仰によつてなり」と蓋し吾人行爲の本源は専ら執意にあり、而して確信は執意の最有力なる動機なるが故に確信が行爲を左右せしむること論を待たず、此の故に吾人は斯道實踐に先つて確信を以て最も確信すべきものと爲すなり、

希伯來書に  
夫信仰は望む  
所を疑はす未  
だ見ざる所を  
憑信するも  
のなり

#### 第一條 一心

一心は萬事の淵源萬象の本體にして、上皇室に於ても下臣氏に於ても、禽獸蟲魚山川草木國土に於ても、平等無差別に圓滿具足し、其有するところの如是自在の徳力によつて流行變遷定りなしと雖も、又必ず一定の理法を経由して應現する事、

#### 第二條 皇室

吾人臣氏は一心の犯忤衝突により流轉し迷惑して罪惡苦痛の悲境に沈淪すと雖も、皇室は宏遠深厚なる威徳を有し神聖にして侵すべからざる事、

#### 第三條 勅語

大勅語は宏遠深厚なる威徳を有したまへる皇祖皇宗の遺訓を開示したまへるものにして、吾人臣民は其指導によつて還滅の門に向ひ迷苦の纏縛を釋脱して一徳の大果報を得らるゝこと、

#### 第四條 師友



如是教の宣傳者及同志同行は、大勅語救世の徳光をして近く吾人の心中に開かしめ、吾人の靈能を開發して自ら發心修行せしめ、一徳の寶所に到るの導師朋友たること、

以上四信之れを稱して如是教四個の信條と爲す

大乘起信論に曰く「略して信心を説くに四種あり、何をか四と爲す、一は根本を信す、所謂樂て眞如の法を念するが故に、二に佛に無量の功德ありと信す、常に念して親近し供養し恭敬して善根を發起し一切智を願求するが故に、三に法に大利益ありと信す、常に念して諸波羅蜜を修行するが故に、四に僧は能く自利々他を修行すと信し、常に樂て諸菩薩衆に親近し如實の行を求學するが故に、と之れ佛教の四信を説くものなり、

### 第三章 經典

諸宗教各其經典あり、儒に四書あり六經あり、道に道德經感應編あり、佛

に經律論三藏五千余卷あり、耶に聖書あり、回々に可闡あり、波羅門に猶太に概ね然らざるはなし、然らば則ち如是教は何を以て其經典と爲すか、宗教は必ず經典を必要とするか、佛の一派不立文字の宗あり、以て經典が宗教の要素にあらざるを知る、夫れ我が如是教所説の教法は皇祖皇宗の遺訓にして、其實跡は帝國の歴史に於て炳焉たり、列聖の神勅に於て瞭然たり、而して之れを圓成せるものは大勅語之れなり、而して又之を布衍し解釋するの用を爲すものは諸の教法なり、此故に斯道の經典を要めんとならば大勅語を以て正依の大經典となし、列聖の詔勅及帝國歴史上の美跡及び神儒佛等の諸經典を以て傍依の經典と爲すべし、莊子曰く「是非の彰はるゝ道の虧くる所以なり」と孔子曰く「聲色之於以化民未也」と我邦古來別に經典と稱すべき者なき、之れ厥の美を濟せし所以、然りと雖も現今の時勢は經典の不必要を論するの時代に非ざるなり、



## 第四章 五敬

第一、明治今上皇帝陛下は、列聖の威徳を承継し、萬世一系の皇位に登らせ給ひ、皇祖皇宗の遺訓を開示したまへる、現人神大救世主にましますが故に、一心に崇敬せざるべからず、御名御影御璽は之れに準して敬拜すべし。

第二、大勅語は列聖の遺訓時空無礙の大道にして陛下の啓示したふところ、如是教の大經典なるが故に、最も崇敬すべきなり。

第三、明治二十三年十月三十日は、此大經典が大救世主より啓示せられたる大聖日大恩日にして、空前絶後の大紀念日あるが故に、後世子孫の深く心に記憶して忘るべからざる大節と爲す。

第四、大日本帝國首都皇城は六合を兼ね八紘を掩ふの天職が其基礎を鞏めたる大靈場にして、王業の中心陛下の在ましたまふ聖殿なるが故に、莊嚴を盡して敬拜せざるべからず。

第五、如是教の宣傳者は大救世主の分身として大法を流布し、一徳極樂の彼岸に到らしむる導師なるが故に、又大に敬禮せざるべからず、以上之れを稱して五敬と云ふ、信は内なり敬は外なり、四信五敬内外相應し、四讀の行あつて如是教は圓滿に活動するなり、同志同行は常に此調和發達を圖らざるべからず、之を稱して信敬行圓滿と謂ふ。

## 第五章 寶章

如是教宣傳者及び同志同行は、如是教信奉の章として一の寶章を持ち、外遵奉の敬意を表し、内拳々服膺の誠意を示す、即ち信敬行圓滿の義を現はすあり、其両面に示すところの文字は、一心あり孝友和信等の十六事あり一徳あり以て大勅語の理行果三段を表し、一心二門三大四信五行如是大日本教の文字は本教の教理教法を示す、其全形を八稜形に作れるは八咫鏡に擬したるものにして、斯道の列聖の遺訓あることを示し、一心が菊紋形に周圍せられたるは、一心の精華皇室に明らかなるを



示し、一徳の光線狀を射出せるは、性起の果相を示す、寶章は如是教の國旗、寶章の傳ふところは悉く之れ如是教の天地と知るべし。

### 第六章 祈禱誓願及祝祭

今上皇帝陛下登極の始め五事を以て天地神明に誓はせられ、又帝國憲法發布に際して、皇祖皇宗及び皇考の神祐を禱り、併せて現在及び將來の臣民に對して、憲章を履行して愆らざらんことを誓はせられ、又明治三年正月三日、天神地祇八神及び皇靈を神祇官に祭り、宣教使を置て大教を宣布したまふ、吾人は之れに效ふ、祈禱誓願祝祭すべきなり、夫れ個人の生命は其肉體の分解すると共に其活動を停止すと雖とも、又子孫永續の生命に托して現はれ、其事業の効果社會人類の進化と共に不朽の生命絶大の活動を得るものなり、天地神明と云ひ祖宗の神靈と云ふ、蓋し此生命に外ならず、祈禱誓願祝祭は、即ち此生老病死の苦厄に纏縛せられたる、個人有限の生命を解脱して常樂我淨の天國に往生し、社

會人類無限の生命を得んことを願求するの儀式に外ならず、此儀式ありて吾人は始めて安心立命を得るものなり、

尙左に參考として佛耶二教の祈禱及誓願を示さん、

基督嘗て祈禱の模範を示して曰く

「天に在ます我儕の父よ願くは爾名を尊崇させ給へ、爾國を臨らせ給へ、爾旨の天に成ごとく地にも成せ給へ、我儕の日用の糧を今日も與へ給へ、我儕に罪を犯す者を我が免を如く、我儕の罪をも免し給へ、我儕を試探に遇せず惡より拯出し給へ、國と權と榮は、爾の窮なく有ち給ふ所なりアーメン」と、

佛教又四弘願を説く曰く、

未度者令度(即衆生無邊誓願度、此緣苦諦境)未解者令解(即煩惱無盡誓願斷、此緣集諦境)未安者令安(即法門無量誓願學、此緣道諦境)未得涅槃者令得涅槃(即佛道無上誓願成、此緣滅諦境)と



## 第七章 悔改懺悔

心地觀經に懺悔を説て曰く「若し能く法の如く懺悔する者は、所有煩惱悉く皆除く、猶ほ劫火の世間を壞りて須彌并に巨海を燒盡するがごとし、懺悔は能く煩惱の薪を燒く、懺悔は能く天に往生するの路なり、懺悔は能く四禪の樂を得、懺悔は寶を雨らすの摩尼珠なり、懺悔は能く金剛の壽を延ぶ、懺悔は能く常樂の宮に入る、懺悔は能く三界の獄を出づ、懺悔は能く菩提の華を開く、懺悔は佛の大圓鏡を見る、懺悔は能く寶所に至る、若し能く法の如く懺悔せん者は、當さに二種の觀門に依て修すべし、一には事を觀する滅罪門、二には理を觀する滅罪門なり」と、事懺悔とは晝夜六時に諸佛を禮拜し、誠心に改過し、勸請隨喜し、菩提に回向する等なり、理懺悔とは、端坐して實相眞如を念し、罪性の無生不可得なるを觀すると云ふ、之れ佛教の悔改を論するものなり、蓋し宗教が社會に存在して人心を安定せしむる偉大の勢力を有する所以のものは、罪惡苦

痛の本源及び之れを消滅する方法を明示するを以てなり、而して懺悔は實に滅罪の門、拔苦の道なるが故に、余輩は又如是教の組織内に此儀式を如へんと欲するものなり、華嚴經に懺悔の文を掲げて曰く「我昔所造諸惡業、皆由無始貪瞋癡、從身語意之所生、一切我今皆懺悔」と之れ懺悔悔改の好模範なり、業報差別經に曰く「若人造重罪、作已深自責、懺悔更不造、能拔根本業」と、又基督が悔改を以て天國に入るの門なることを唱へたるは一にして足らず、悔改の眞理の如きは、今新に之れを喋々するの要なきなり、

## 第五章 理論分

## 第一章 緒論

此篇題して理論分と云ふ、事理を論議するにあること問はずして明白なり、即ち之れ學問界の事業、何ぞ如是教の關係する所ならんやとは、之



れ讀者が腦裡に浮ぶところの初發の感想ならん、何となれば如是教は皇祖皇宗の遺訓及其信仰を基本として實行に移るの頓教にして、道理を以て基本と爲し尋繹討究確信を得るに及て然る後實行に移るの漸教にあらざればなり、然りと雖も如是教が信仰を基本と爲すの故を以て全く學問的の註釋即ち理論を排斥するものと爲すは誤れり、何となれば學を修め業を習ふは大勅語の明示したまふところ、之れを中外に施して悖らざるは之れ斯道の妙用意讀は之れ如是教の修行に屬し固とより自由討究の餘地を存すればなり、余前きに第三編第六章に學風を論じて曰く「註釋的學風とは承くるどころの宗あり、外部より營養を吸収し漸く發達するものなり、道德宗教を講ずるものは註釋的學風によるを便とす」と本篇理論分の目的之れを要するに營養を學理に取らんとするに外ならざるなり、

## 第二章 一心二門

一心二門の名は之れ既に讀者に紹介し置きしところのものあり、今其義を釋論せんと欲す、二門とは迷苦の由て生ずる流轉門、迷苦の由て消滅する還滅門之れなり、而して皆一心を所依とし一心より出で一心に還るが故に一心二門と云ふなり、

其所謂流轉門とは何ぞや、曰く一心の犯忤衝突なり、詳細に之れを云へば、心動くを説て名つけて無明と爲す、(有物)無明によるを以て主觀あり、客觀あり、(有封)主客相續して彼我の執着あり、(有是非)執着あるを以て互に圓融するを知らずして相犯忤す、(是非之彰也)道之所以虧也、犯忤するが故に迷なり、苦痛なり、道之所以虧愛之所以成、(大勅語)に曰く「億兆心を一にして世々厥の美を濟せるは此れ我が國體の精華にして教育の淵源亦實に此に存す」と億兆一心なるが故に無物無封無是非無虧也、虧くる無きか故に美なり、美なるが故に眞なり、善なり、眞善美具足圓融するが故に悟なり、悟なるが故に快樂なり、自在なり、此の故に大勅語は之れ



法華經曰  
諸苦所因貪欲  
近思錄曰  
誠無為幾善惡

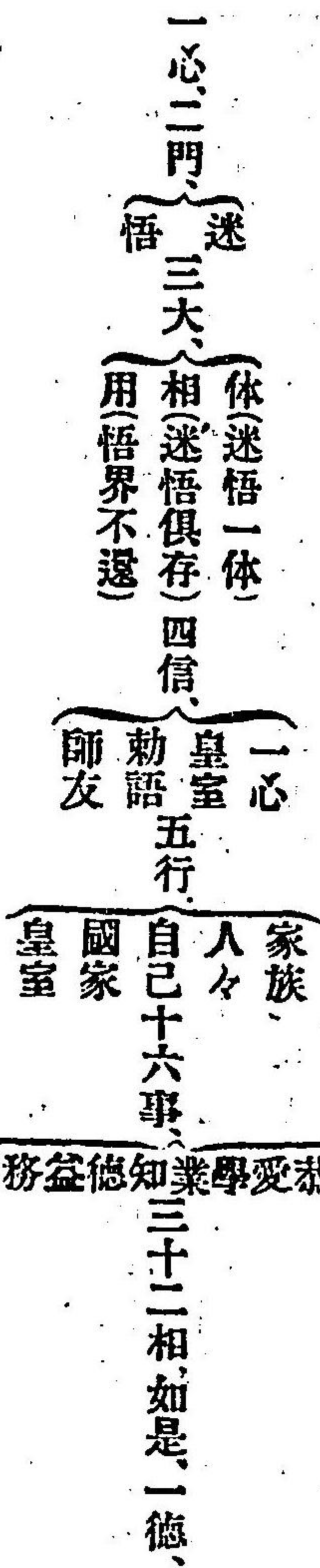
裡面に流轉門を示しだるものなり、馬鳴曰く、以依眞如法故有於無明、以無明染法因故、即薰習眞如、以薰習故則有妄心、以有妄心即薰習無明、不了眞如法、故不覺念起現妄境界、以有妄境界染法緣故、即薰習妄心、令其念着造種々業、受一切身心等苦、と華嚴原人論に曰く、阿頼耶識有覺不覺二義、依不覺故最初動念名爲業相、不覺此念本無故、轉成能見之識、及所見之境、界相現、又不覺此境、但從自心妄現、執爲定有、名爲法執、々此等故、遂見自他之殊、便成我執、々我相、故貪愛順情、諸境欲以潤我、嗔嫌違情、諸境恐相損惱、愚痴之情、展轉增長、と又曰く、一切有情皆有本覺眞心、無始以來常住清淨、昭々不昧了々常知、亦名佛性、亦名如來藏、從無始際妄想翳之、不自覺知、但認凡質故、沈着結業、受生死苦、と之れ流轉門を示すものなり、其所謂還滅門とは何ぞや、四信四讀なり、更らに之れを言へば、拳々服膺なり、一心及び大勅語を信するが故に、未來の大果報を欣求して、自ら發心修行し、皇室及師友を信するが故に、常に慈悲愛護せられ、因用互に薰

習して速に一徳に趣き、又語讀を爲すが故に、不善語を遠離し、身讀を爲すが故に、不善行を遠離し、意讀を爲すが故に、不善念を遠離し、神讀を爲すが故に、一徳の大果報を感得するなり、大勅語に曰はく、朕爾臣民と俱に拳々服膺して、咸其徳を一にせんことを庶幾ふ、と、拳々服膺するが故に、諸々の苦痛罪惡は頓に銷滅して、一徳自在の大快樂を得るなり、馬鳴曰く、以有眞如法故、能薰習無明、以薰習因緣力故、則令妄心厭生死苦、樂求涅槃、以此妄心有厭苦因緣故、即薰習眞如、自信己性、知心妄動、無前境界、修遠離法、以如實知無前境界故、種々方便起隨順行、不取不念、乃至久遠薰習力故、無明則滅、以無明滅故、心無有起、以無起故、境界隨滅、以因緣共滅故、心相皆盡、名得涅槃、成自然業、と之れ還滅門を示すものなり、然るにこゝに三種の難問あり、一は一心無明別体の難、(體)二は一心無明先後の難、(相)三は一徳却迷の難、(用)之れなり、今簡單に之れを辨明すべし、曰く第一一心無明は一体なり、体に別異あるべからざるが故に、譬へば



紙に依るが故に紙の表裏あり、紙の表裏を離れて別に紙なきが如し、馬鳴曰く「猶如迷人依方故迷、若離於方則無有迷、衆生亦然、依覺故迷、若離覺性則無不覺」と之れ能く其理を説くものなり、第二一心無明は同時なり、休用俱時の存在ならざるべからざるが故に、譬へば物体と引力との如し、唯識論に曰く「種子生現行、現行熏種子、三法展轉因果同時」と又曰く「如炷生焰、焰生熏炷」と賢首曰く「依似起迷、依迷起似、此二義一時、説有前後耳」と之れ能く其義を示すものあり、第三一徳は却迷あることなし、無明は一徳の果に於て如是なるが故に、譬へば觀音が三十三身を現はすが如し、起信論に曰く「染法從無始已來熏習不斷、乃至得佛後則有斷、淨法熏習無有斷、盡於未來、此義云何、以真如法常熏習故、妄心則滅、法身顯現、起用熏習故無有斷」と之れ能く悟後不還の眞理を示したるものあり、讀者は本章に至て畧一心二門三大四信五行十六事三十二相如是、一徳の義に通曉せしならん、之れ實に如是教に於て至要の教理なり、今左に

概活表示して一覽の便に供す、



### 第三章 人性論

人類の本性に關しては古來種々の異説あり、或は曰く人性は善なり、(孔孟)或は曰く惡なり、(荀子)或は曰く善惡混す、(揚子)或は曰く三品あり、(荀悅)韓愈或は曰く無善惡あり、(蘇東坡)胡五峯或は曰く性に理と氣とあり、理



は一あり氣に清濁あり善惡現はる程未と之れ皆善惡の念に束縛せられ善惡を以て性を論ずるものあり或は曰く無性なり縁に應じて轉變しもと自性の認むべきものなし無常無我説及ロツクノ白盤説の如き或は曰く眞如理体なり凝然諸法を作さず諸法を作す所以のものは頼耶心象なり頼耶縁起論韓圖の唯心開發説の如き或は曰く眞如なり而も隨縁して自性を守らず眞如縁起論フヒテの絶對的唯心論の如きと之れ皆時間的因果の觀念に束縛せられ縁起を以て性を論ずるものなり或は曰く一心三觀一念三千なり縁起を待たずして頼に三千の諸法を具す而も一々諸法互融互具すと之れ空間的體象に偏し本具を以て性を論ずるものなり性具説或は曰く佛界變現にして本來成佛なり新に因果の和合を待たず體性現起なり而して現起の果相一多相即無盡なり性起説と之れ果を主と爲し果相を以て性を論ずるものなり余を以て之れを見れば善惡時空因果共に一如なり如何となれば大勅

語に一心縁起して萬事となり萬事心に具有し第三編第四章第八節一心二門を開き一心三大を具し一心開けて五行十六事を爲り十六事互融互具し第三編第九章第二節如是法時空涉會して第三編第十一章一徳を現し因果相即し終始圓合第三編第十二章第一節到處即如是なるを以てなり人類の本性是の如し

#### 第四章 善惡の定義

古來學者間に行はれたる善惡の定義なるものは種々様々にして一定せず或は其標準を主觀的良心に取り或は客觀的利益幸福の点に取り或は主客并用福徳一致に取る其他或は法律を以て標準と爲し天神を以て標準と爲すものあり然れども余は今此等諸説につき排偏斥淺の勞を省き直に如是法に契合せる眞定義を表出すべし唯識論に曰く能爲此世他世自他順益故名善能爲此世他世自他違損故名惡と之れ所謂余輩が認めて眞定義と爲すところのものあり今其然る所以を論せん



蓋し此定義に於て、此世他世とは之れ時の今古なり、自他とは空の中外なり、順とは真如の法に順するなり、違とは真如の法に違ふなり、而して真如は即ち大勅語に如是なり、益とは涅槃に達せしむる利益あるあり、損とは涅槃に遠からしむる損害あるなり、而して涅槃は即ち一徳に異あらざるが故に、益とは還滅門の義、損とは流轉門の義となる、故に此定義を通觀するときは、

能く古今中外をして如是法に隨順し、一徳の大利益に達せしむる力用を有するところの行爲、之れを善と名づく、能く古今中外をして如是法に違背せしめ、一徳の大果報に遠からしむる力用を有するところの行爲、之れを惡と名づく、

と爲る、之れ如是法に契ふ善惡の眞定義なりと云ふ所以なり、蓋し如是法は皇祖皇宗の遺訓時空無礙の大法なるが故に、之れに隨順すると違背するとは、正しく善惡二道の分るゝ所なれば、此定義は讀者の必ず首肯するところならん、或は此定義を約して、順理爲善、乖背爲惡と爲し、環

路經、或は安穩業を善と名づけ、不安穩業を惡と名づく、と爲すも可ならん、

## 第五章 人類究竟の目的

易に曰く、天地の大徳を生と云ふと、動物や植物や悉く一定の方向を取り、各々自己に適する状態に於て、其生長繁殖を遂げんと傾向しつゝ、あるものとすれば、吾人々類、動植と共に有機物の同一界に属するの進路目的も亦推知すべし、即ち完全なる生長繁殖を營むにあり、快樂は生長繁殖の結果に伴隨する一の感覺にして、生長繁殖の成否を判する尺度たることを得べしと雖も、間々一致せざることあり、其所謂完全なる生長とは如何なる義ぞや、蓋し生長に三義あり、形質の増加、組織の發達、及び壽命の長短之れなり、形質の増加とは物質増大の義にして、肉牀の發育子孫の繁殖と云ひ、組織の發達とは物質配置の複雑統一に赴くの義



にして心意の發達人類の進化を云ふ、而して色心不二心物同体の關係あるか故に形質の増加は組織の發達を伴ひ組織の發達は形質の増加を來たす(所謂圓環的因果)而して壽命は唯形質及び組織が活動連續するものに外ならざるが故に前二者に不一不離なることは最も解し易き道理なり此故に完全なる生長とは形質組織壽命が無限と一致するにあること自ら明瞭あらん(阿彌陀佛即無量壽佛とは此義か)或は曰く地球の面積に限りあり人口の増殖遂に其極度に達せんか形質の増加に阻礙せらるゝが故に所謂完全なる生長は竟に得ること能はずと何ぞ夫れ然らんや人類は國家の形成と國際法の開進とによつて其組織に完全の度を加へ教育宗教の進化は心意の發達に自由を得せしむるが故に其物質世界の如きは漸次此無形世界に包容せられて又阻礙することなきあり何ぞや物界に於ける物質不滅勢力保存は心界に於ける無限の生命無礙の快樂なればなりフヒテ曰く義務の命令に従

て自由の境遇に體達することを勉むるは道德宗教の目的ありと此境遇は即ち如是一徳の大果あり若し夫れ一徳にして人類最終の目的に非すとせば何ぞ寧々服膺して如是法に契合することを倦めんや人類究竟の目的に關する余が創唱の意見之れを詳論せば一朝一夕の悉くす所にあらず更に他日を待て大に論ずる所あるべし

## 第六章 因果律

既に原因と云へば結果必ず之れに次ぎ既に結果と云へば原因必ず之れが先を爲す此の二つの者の前後相隨ふや未だ曾て離るゝことなきなり之れを事實に徴するに某の現象あれば必ず之れに先つところの前件即二個以上の原因の和合あり又必ず之れに次て來る所の後件即此結果あるを見るなり而して之れを圍繞する外界の事情にして變ずることなきときは同一の結果は常に同一の原因に由來するに非ざるも同一の原因は常に同一の結果を生ず此理や古今に通し中外に亘り



て變易あることなきなり、故に稱して因果の大法則と爲す。因果の大法則は分ちて物質世界の因果の理法(甲)精神世界の因果の理法(乙)物質精神兩界交渉の因果の理法(丙)と爲す、物質世界の因果の理法とは物理學化學天文學地理學等庶物の學に於て研究するところの客觀的現象に關する因果なり、精神世界の因果の理法とは、性理學、原理學、神理學等、諸哲學に於て研究するところの主觀的現象に關する因果なり、物質精神兩界交渉の因果の理法とは、社會學道德學等に於て研究するところの主觀客觀複雜なる現象に關する因果なり、此三種因果の理法は其性質を異にするにあらざりて、其行はるゝ形狀を異にするによりて假に差別するのみ、甲は單に物質の勢力に起因するか故に、觀察實驗によつて其確實あると認め得べく、乙は單に心意内の勢力に起因するか故に、反省内觀の法によつて其眞理を默契し得へしと雖も、丙は物質精神二勢力の複雜なる交渉に起因し實驗を施すこと概ね困難あるが

故に、推理默想儘かに之れを考定するのみ、

物質世界に關する因果論は、庶物の學に於て既に確定せるが故に暫く之れを措き、精神世界に關する因果につき立論するに前理法の行はるゝや明かなり、佛者の所謂染淨互薰起滅の次第の如き之れなり、染法とは凡夫の心に現るる罪惡苦痛の世間にして、偽惡醜穢の世界之れあり、淨法とは聖賢の心に現する無礙福樂の世間にして、眞善美德の世界之れなり、吾人の心、如是法に違背して迷門に向へば其果報として、必ず染法無明の闇黒を感受し、吾人の心、如是法に隨順して悟門に向へば其果報として、必ず淨法一徳の光明を感得す、迷悟起滅の次第は一心二門の條下に於て起信論を引用し、染法薰習、淨法薰習の義を論述せるを以て之れを畧し、次に物質精神兩界交渉の因果論につき論述せん、物質精神兩界交渉の因果論の主なるものは所謂正因正果の理法なり、正因正果とは何ぞや、周圍の事情にして變することなきときは、善因は



常に善果を生し、悪因は常に悪果を生ずる是れなり、例へば社會の事情 A なるとき、B 性質の人互に協同して C の手段を取り、D なる善又は惡の結果を生したりとせんか、社會の事情 A に等しき A' なるとき、B' に等しき B' 性質の人互に協同して C' に等しき C' の手段を取らんか、必ず D に等しき D' なる善又は惡の結果を生ずるや、明白疑なきが如し、唯夫れ社會の事情や流行變遷窮極なく、此く單純なる場合極めて少なく、幾多の理法ありて互に相錯綜し、實驗に訴へ難く、其事情複雑の高度に順して、其關係を發見すること愈々困難なるのみ、蓋し善惡の名はもと之れ相對の言語にして、目的を達する方法手段の適否に與ふるものなるか、故に其目的の範圍によつて之れに命名する善惡の範圍に廣狹あり、甲範圍の善惡の因を以て乙範圍の善惡の果に關係せしむるは論理法の容さざるどころあり、然るに世間の學者往々此區別を混同し、社會全般の目的に對して稱する、一個人善惡の行爲を以て其結果、之れを行ふ一

個人に向て早晚必ず應報ありと爲す、之れ非眞理の甚しきものなり、佛教に於て論ずるところの順現業、順次業、順後業、順不定業なるものは、社會全般唯一の人につきて論ずるものにして、一個人につきて論ずるものに非ず、唯一の人とは何ぞや、一切有情なり、有機物なり、蓋し吾人は元來特殊のものに非ず、有機物の一始祖より漸々進化し來れるものにして、萬種の有機物と其源を同じくするものなれば、吾人一個人の意義を推し廣むるときは、同一族、同一民族、同一國民、同一人種より更らに進て全哺乳動物、全有脊動物、全動物より全有機物に亘りて、唯一の人と稱することを得へければなり、加藤弘之氏の著書強者の權利の競争に於ける、同胞一個人の解釋は此の如し、嚮きに加藤氏佛教因果論を爲して佛者に質すあり、蓋し社會全般に對する善因は必ず其社會に善果を生し、惡因は必ず惡果を來たすの理法の如きは、天則博士の智にして、何ぞ之れを知らざらんや、但し世の佛教者往々好んで仁者は毒殺者は天施者



は富、慳者は貧等の愚論を爲すものあり、此等は加藤氏に對して謝する所なかるべからず、加藤氏は社會開明の善果を以て強者の權利の競争なる善因に由來すると爲す所の因果必然論者なり、氏何ぞ因果を撥無せん、氏の意に曰く道徳法律進歩して賞罰其當を得ば、一個人が社會に對して爲す善惡の結果は必き之れを行ふ一個人に報ひ來らんとまことに適切な議論と云ふべし、

大乘佛教大意に曰く六道の輪廻は唯因果の法のみにして造者も無く受者も無く實人あることなし、何と云はば五蘊假に和合するを人と爲す、和合する始めを生とし、散滅に歸するを死と爲す、唯和合相續の間善惡種々の業因を造りて、未來苦樂の果報を植ゑ、生死往來常に休止することなし、實人ありて生死に往來するにも非ず、主宰者ありて生死に往來せしむるにも非ず、唯自造の業力自造の果を結ぶのみ實人實法なしと雖も、業報響の如く、縁に觸れて隨處に現はれ隨處に滅す況んや諸法

黒田眞洞氏ノ著書

は危細大小となく念々に生滅し刹那に起盡して定相なし、唯生起相續の間を人と爲し物と爲すのみとよく佛教業報因果論の眞理なるを現はせるものと云ふべし、

### 第七章 永生不死ノ説

個人を以て頑冥不靈の肉體と虚靈不昧の魂魄との結合物なりと考へ此二者の分解を以て個人の死を説明し、肉體は朽腐して水土に歸するも、魂魄獨り幽冥界に存在して滅せずとなし、個々人類の未來の賞罰に懸念したるは、之れ實に從來に於ける宗教的普通の觀念なり、然りと雖ども此個人魂魄の留存を一種不可思議の冥界に求め、恰も生前の如き生活意識ありとする此觀念は、野蠻時代妄想的宗教の遺習なるが故に、早晚地を他の新宗教觀念に譲らざるべからず、此に於てか宗教革新の聲は洋の東西に反響するに至れり、其唱道する所の新旨義なる者は、要するに個人の生命を子孫後昆の永續及び事業成績の永存に望め、無礙



の福樂を社會人類全般の進化に求めよと云ふにあり然りと雖ども從前聖賢の思想内には此等觀念の盤れるを證するに足る者あり釋迦が法華會上に我れ常に此娑婆世界に住して滅せずと説たる蘇東坡が赤壁賦に知夫水與月乎逝者如斯而未嘗往也盈虛者如彼而卒莫消長也蓋將自其變者而觀之則天地曾不能以一瞬自其不變者而觀之則物與我皆無盡也と唱へたる吉田松陰が七生説に天之茫々有一理存焉父子祖孫之綿々有一氣屬焉人之生也資斯理以爲心稟此氣以爲体々私也心公也役私殉公者爲大人役公殉私者爲小人故小人者体滅氣竭則腐爛潰敗不可復收矣君子者心與理通体滅氣竭而理獨亘古今窮天壤未嘗暫歇也余聞贈正三位楠公之死也顧其弟正季曰死而何爲曰願七生人間以滅國賊公欣然曰先獲吾心精刺而逝噫是有深見于理氣之際也歟當此時正行正朝諸子則理氣並屬者也新田菊池諸族氣離而理通者也由是言之楠公兄弟不徒七生初未嘗死也自是其後忠孝節義之人無不觀乎楠公而興起者

焉則楠公之後復生楠公者固不可計數也何獨七而已哉と論したるが如き要は遂に此新宗教の旨義に外ならざるなり天照太神天孫瓊々杵尊に寶鏡を授けて曰はく吾兒視此寶鏡當猶視我」と蓋し寶鏡につきたる此神勅は親房卿が正統記に「またまさしく御影をうつしたまひしかはよかき御心をとゞめたまひけん予かし」と云へるが如く子孫後昆の永生を諭したまへるものに外ならざるべし其他大勅語が天國を君民一徳の理想に望めたまへる時空無礙の大道を列聖の遺訓の上に建立したまへるが如きは不朽の生命絶大の活動を社會人類全般の進化に求めさせたまへるものなり故に大勅語を基本として建てたる新宗教は過去宗教の如き迷信に陥ることなくしてよく現今の新旨義に應合することを得べし

## 第八章 宗教論

余輩がこゝに如是教の旌旗を翻へして宗教社會の陣頭に出づるや諸



宗教は必ず先づ之れが反抗を試み、鋒を集めて攻撃せん之れ余輩が豫め期するところにして、其之れあらんことを希望するものなり、何と云へば其攻撃するところのものは皇祖皇宗の御遺訓にあらずして、其之れを布教する組織如何を論ずるものならざるべからざればなり、余輩が大勅語の發揚其善を得ると然らざるといつきて、是非するものなること疑なければなり、而して其最有力なる攻撃は必ずや宗教的の組織を非となし、余輩が旌旗を撤回せんことを要むるにあるや、殆ど明白なるが故に、左に聊か之れを辨明し置かん。

泰西の大哲學者韓圖氏曰く「宗教は義務を神の命令とするとなり」と之れ大勅語が五行十六事を以て「斯の道は皇祖皇宗の遺訓にして子孫臣民の俱に遵守すべき所」と爲したまへるによつて其既に宗教的に組織すべき好因縁を具するものなることを示すに足る、泰西の大教育者ヘルベルト氏曰く「教育は一定の目的と方法とを具へて教育者が被教育

者に加ふるところの動作なり」と然らば則ち宗教はもとより教育の範圍内にあり、而して大勅語は明らかに教育の淵源亦實に此に存すと宣ふ宗教の基本が大勅語に存することは勿論あり、されば大勅語を宗として總ての標準をこゝに取るところの如是教が宗教として世界に大勢力を占むるに至るは必然の勢にして、一も其非なるを發見すること能はざるなり。

蓋し宗教の成立に三要素あり、第一崇信すべき常住不變の靈体の存在、第二之れを崇信する教理教法、第三之れを布教する機關之れあり、余輩が建立せる新宗教は又此三要素を具備して欠くることなし、即ち第一の要素としは一心の理体あり、其純氣の中心に煥發せるものは皇室となりて常に上に明かなり、第二の要素としては一心二門三大四信五行如是四讀五敬等の教理教法あり、第三の要素としては如是大本日本教會あればあり、或は宗教を定義して「或る數の人が或る形式によつて或る



力を信する者なり」と云ふ、此定義による時は如是教に於る人とは即ち信徒なり、方式とは即ち四信四讀五敬五行等なり、力とは一心の妙理列聖の威徳よく衆生を運載して一徳天國の彼岸に到らしむるなり、之れを要するに如是教は開建すべき原因ありて開建し、形成せべき要素を具へて形成せるが故に、他の攻撃反抗に遭て消滅すべきものに非ず、大帝國の存在と其壽命を同ふし、大帝國の範圍と其廣狹を同ふすべきものなり、

或は宗教の要素として未來の存在を必要とするの論者あり、如是教を以て宗教たるべき資格なきものと爲さん、然れども佛教中法無去來宗あり、以て未來が宗教の要素にあらざるを知る、若し之れを以て宗教の要素なりと爲すも、君民一徳の理想は極樂及天國の如く未來の希望に屬するを以て宗教たるべき資格に輕重なき者と知るべし、况んや現今唱ふるところの新旨義即ち事業成績永存の觀念、子孫後昆に於ける永

北島道龍氏曰  
く宗教家は人  
の心を一にす  
る所以のなり

生の觀念、解脱大悟を社會國家の進化に求むる觀念は、即ち未來永生の觀念にして、如是教の主として唱道する所なるに於て、

或は又禍福賞罰の念を以て宗教の要素と爲し、同様の非難を試むるものあらん、然れども佛教中一切皆空の教へあり、以て其要素にあらざるを知る、若し之れを以て要素と爲すも、如是法豈に因果自然の法則を否定せんや、將に大に此眞理を顯はさんとするものなり、但未來幽冥界の靈魂の存在を説き、賞罰の主宰者ありと爲す、迷信的宗教は如是教の取らざる所なり、

其他宗教を釋して神と人との結合なりと云ひ、或は不可知的より知的的に下るものなりと云ひ、或は信を本とし眞理を既定するものありと云ひ、或は慈悲と信仰との相感なりと云ひ、或は絶對者に依て轉迷開悟する法ありと云ひ、或は明醫の心病を療するものなりと云ひ、或は内心の疑惑を斷する大審判官の現示なりと云ひ、或は靈界存在の信仰人と



神との感合の信仰なりと云ひ、或は天國と地獄との銷融なりと云ひ、或は開示悟入の方便なりと云ひ、或は世界の緣起實相の顯示なりと云ひ、或は最高最大の思想の調和なりと云ひ、或は悟界より迷界に顯現して衆生を救濟するの活動なりと云ふ、此等は皆如是教の宗教たる所以を説明するに足るものなり。

### 第九章 道德の根源

一心の本體は庶物の淵源にして又道德の根源なり、此心分れて二門となる、平等心と差別心と是れなり、平等心は統一保護の性を有し、差別心は變化破壊の性質を有す、宇宙は此二性の調和(悟)によつて眞善美徳の光明を顯はし、此二性の不調和(迷)によつて偽惡醜礙の暗黒を呈と、今夫れ道德の根源に關し善惡二性のみを取て之れを論ぜれば、吾人が善行なるものは平等心差別心の調和に淵源するところの義務の觀念と仁愛の心とに發し、吾人が惡行なるものは平等心と差別心との不調和に

淵源するところの利己の心と姦惡の心とに發するものなり、義務の觀念とは道德の法令に各つくるものにして、既に發見せられたる道德上の綱領例へば善を人に加ふる勿れ、勉めて善を人に施せと謂ふが如き、或は己が信するところの宗教上の信條の如き、或は聖賢の格言訓戒の如き者に對する觀念なり、仁愛の心とは惻隱報恩、隨喜、愛慕等自然に發する情を云ふ、利己の心とは自己を以て目的と爲し、他人を以て方便と爲すの利慾心にして、他人の利害に於て毫も顧慮するなきを云ふ、例へば偷盜、慳吝、愚癡、驕傲等の類を云ふ、姦惡の心とは他人を殘害せんとするの情にして、甚しきは自己の利害をも顧みずして他を害せんとするに至るものあり、例へば讒誣、嘲罵、嫉妬、憎惡、殘虐等の類を云ふ、詳説は他日に譲る。

### 第十章 心性自由と事理必然

心性自由の説と事理必然の説とは古へより學者の墨を對して相攻撃



するところなり、自由を主張するの輩は吾人行爲の動機に關し心内に  
 撰擇の自由性あることを論じ、必然を主張するの輩は吾人の行爲を以  
 て優強なる動機の催發するところなりと爲す、或は又心性自由を以て  
 人と爲りの上に存すと爲し、事理必然を以て行爲の上に存すと爲する  
 のあり、二説の調和を試むるもの、如しと雖ども、未だ二説を調和する  
 に足らざるなり、余輩を以て之れを見れば、二説の調和せざる唯其觀察  
 の方法を異にせるによる、始めより深く相攻撃するに足らざるなり、何  
 をか觀察の方法を異にするに爲す、曰く心性の自由を主張するは、外に  
 對して之れを論じ、行爲の原因につきて立論するなり、即ち心意を以て  
 外物に對し外より妨害を受くることなく、優強劣弱二種の動機をして、  
 自由に心内に競争せしめ其優強なるものをして行爲に發現せしめ得  
 るの心性自由ありと爲すものなり、事理必然を主張するは、内に向て之  
 れを論じ、行爲の結果につきて立論するなり、即ち心意を以て外物に對

することなく、別に一個のものとして之れを論じ、心内の諸動機は自由  
 の性なく、優勝劣敗必然の結果により、行爲に現はるゝものとあすなり、  
 例へば、肉躰の慾は我れを誘導して、淫酒を縱にせしめんと欲し、道德の  
 欲は我れを導ひて、慈善をなさしめんと欲す、吾等は此等の動機に於て  
 自ら撰擇し、身外の妨害を受くることなく、自由に其一動機に従ふこと  
 を得、然りと雖も、吾人は此二種の動機をして、内に自ら競争せしめ、優勝  
 劣敗の理法を行はしむるにあらざれば、其一動機に於て撰定して行爲  
 に現はすこと能はざるが如く、自由説と必然説とは一も衝突するところ  
 あるを見ず、且つ夫れ此二説に於て行爲には必ず之れを催發するところ  
 の動機の存在すること、即其偶然に出づるに非ざること、は、共に同  
 一なるを見れば、二説の其根底に於て相一致するを知るに足るべきな  
 り、

蓋し吾人動機撰擇の能力あるものは、優強なる一動機が勝を制したる



時の状態にして別に一種の能力あるに非ず、但其競争中或る他の一動機之れに加はり獨立して競争を始め、或は其一に加擔して競争し、突然他を征服する場合あるが故に、恰も一種の能力あるが如き感想を抱かしむるあり。

### 第十一章 宗教と教育との調和提携

現代及び現代以後の教育が國家主義ならざるべからざるは、世界全般の輿論にして、殊に我が帝國の如き一種尊嚴なる皇室を戴き、一種絶大なる天職を有する所の國家が施すところの教育は、一種嚴正なる國家主義ならざるべからざるや明かなり、此の故に世間或は狹隘頑陋なる攘夷的の國家主義を非とする或る世界主義論者の外、我が教育社會又一人の純粹世界主義を唱道するものなきは、誠に帝國の慶事と云ふべし、之れを以て國家主義を特色となすところの大勅語は大中小の諸學校に宣傳せられて、着々偉大の感化を收めつゝあるを見る、獨り奈何せ

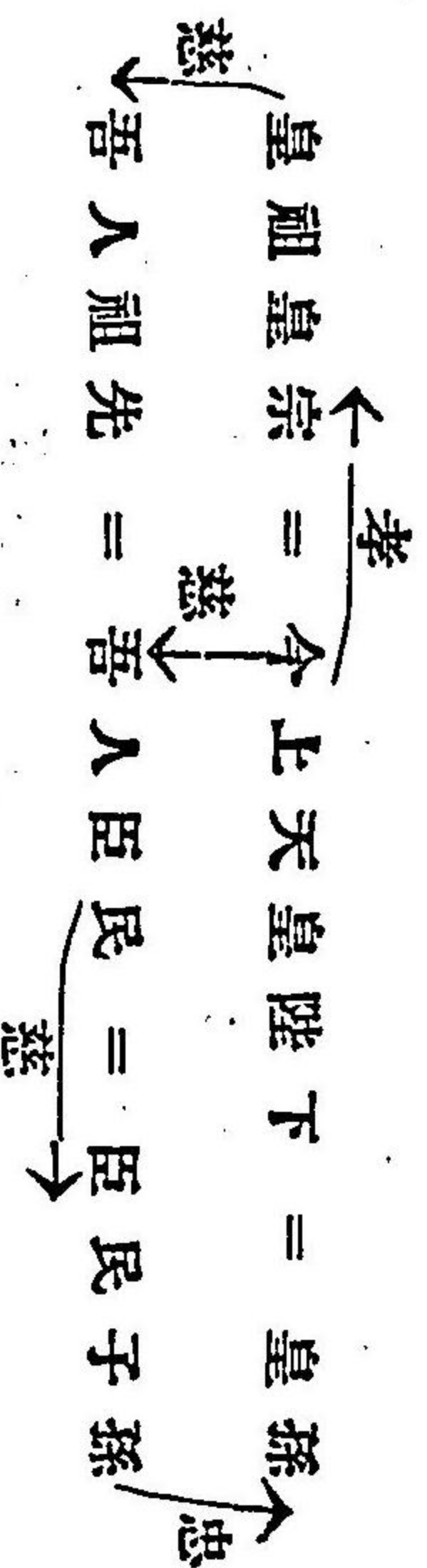
ん世の宗教なるもの或は個人の主義を唱へて唯片々たる個人未來靈魂の冥福を祈願し、徒に自利厭世に傾き、或は博愛平等の無差別的世界主義を唱へて、世の君父を蔑し所謂獨一無神の前に拜跪せしむる者あり、教育の効果之れが爲めに滅殺せられざるを保せず、之れ余輩が國家的新宗教を創建し、教育者と一致協同して此等病患を醫し、一徳の國家的天國に達せんとする所以なり。

然れども余輩は敢て宗教と學校教育とを混同せんとする者に非ず、何となれば宗教なる者は最終の教育にして、學校教育ある者は家庭教育に次て施すべき第二期の教育たるに止り、知力の發達を以て主眼と爲すものなるか故に、自ら宗教と區別せざるべからざればなり、且つ又憲法に於て一方に信教自由を許し、一方に國家の租税を以て宗教を學校内に施すは、道理の容さざる所なればなり。

### 第十一章 忠孝と慈愛との一致



憲法發布の詔勅に曰はく「朕が親愛するところの臣民は即ち祖宗の惠撫慈養したまひし所の臣民なるを思ひて、之れを大勅語の「億兆心を一にし」威其徳を一にせんことを庶幾ふ」と宣へるに對照せば、忠孝と慈愛との一致は又明瞭なりと云ふべし、即ち吾等を慈愛したまふ所の今上皇帝陛下は、吾等祖先を慈愛したまひし、皇祖皇宗の正系にまします。故に、陛下の慈愛を吾人臣民に垂れ給ふは、陛下が皇祖皇宗の遺訓を遵守せらるゝ所以の孝道なるべく、尙又今上皇帝陛下の御子孫は、吾等子孫を慈愛したまふ未來の天皇にまします。故に、吾等は我が子孫は吾等を慈愛したまふ陛下の御子孫に忠義を盡すべき未來の臣民なるを念ふべき道理なれば、吾人が吾等子孫を慈愛するは、皇室に對し陛下に對して忠と爲る道理なり、諸葛孔明が「追先帝之殊遇欲報之於陛下也」と云へるも、忠孝慈愛不離の關係を示すものに非ずや、左圖は忠孝と慈愛との一致を示すものなり、

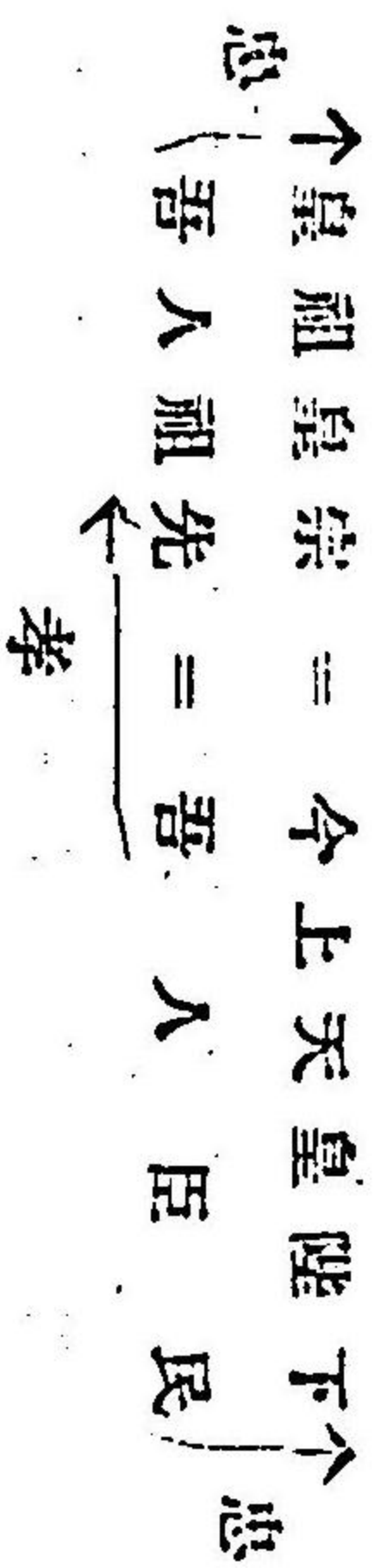


### 第十三章 忠と孝との一致を論ず

憲法發布の勅語に曰はく「朕我が臣民は即ち祖宗の忠良ある臣民の子孫なるを回想し」と、之れを大勅語の「是の如きは獨り朕か忠良の臣民たるのみならず又以て爾祖先の遺風を顯彰するに足らん」と宣へるに對照せば、忠孝一致の理は實に明白疑ひなきものと云ふべし、即ち我が今上皇帝陛下は、吾等祖先が忠義を盡せし皇祖皇宗の正統にまします。故に陛下に忠なるは即ち吾人祖先と其志を同ふし其遺風を顯彰するものなるが故に、吾人祖先に對して孝道を盡す所以と爲り、而して又吾人が吾等祖先に孝道を全ふせば、吾人祖先は皇祖皇宗に對して忠良な



りしが故に陛下の御旨に副ふところの忠と爲る道理なり、次圖は此忠孝一致の理を示すものあり



蓋し本章及び前章の如き道理ある所以のものは、君民の大義萬古不變なるによるものにして、上下共に其系統一系連綿たるに基するものなり、古人曰く以孝事君則忠、以忠事親則孝、以孝使臣則惠、と又曰く仁孝同源、故孝必仁、而仁必孝と之れ又同一の眞理を述べたるものなり、

### 第十四章 學問と如是教

學問は總て辨別契合の能力即ち吾人不完全の智力によりて、宇宙間に存在する空間的待時の理法、及び時間的因果の理法を發見し、眞理の奥底に進まんとするものにして、其方法は實驗、觀察、演繹、歸納の諸方法に

外ならず、然れども宇宙の廣大無邊なる、時間の無限無極なる、其間現象の千變萬化にして無數なる、如何ぞ吾人有限の身心の能く了すへき所ならんや、如是教は之れに反し其布教するところのものは、宏遠深厚なる威徳を有し神聖侵すへからざる皇祖皇宗の遺訓にして、陛下の開示したまふところ、其説くところの一心二門三大四信五行十六事三十二相如是一徳の眞理は、古今に通して謬らず、中外に施して悖らざる、時空融通の天理天則なり、眞如妙諦なり、この故に吾人は直ちに之れを信じ之れを實踐するを以て足れり、と、此の故に如是教と學問との區別を一言簡單に開示せば、學問は疑問法によつて信に近づき、如是教は信を基本として實行に移るものなり、陳獻章曰く「少しく疑へば即ち少しく進み、大に疑へば則大に進む、疑は覺悟の機なり、一番覺悟すれば一番長進を、初學の時亦是の如し、更らに別法なし」と、吾人は敢て學問を排斥するものに非ず、但學問の結果によつて信するものは解信と稱し、直に信



するものは深信と稱す、前者は迂路にして且險惡、後者は徑路にして而も平坦なり、

### 第十五章 如是教と佛教との一致

如是教と佛教とは其大綱に於て互に契合せり、之れ以上の諸篇を通讀する者の必ず是認するところならん、尙左に其類似契合の諸点を比較せん、

第一、二宗教は宇宙の解釋上に於て一致す、

如是教が宇宙間の諸現象を以て悉く一心に淵源すと爲し、一徳を以て萬事萬物の終極と爲すところの絶對的唯心論を唱ふれば、佛教も亦心眞如を以て事相開發の實体と爲し、涅槃を以て世界事物の終局となす眞如縁起論を唱ふ、

如是教が事相無礙の如是法を唱ふれば、佛教も亦十界互具一念三千の性具説を唱ふ、

第二、二宗教は目的、方法、理論に於て一致す

如是教が一心二門三大の教理を説くときは、佛教も亦一心二門三大の教法を説き、如是教が四信五行の道を教ふれば、佛教も亦四信五行の法を教へ、如是教が一徳を以て未來天國の理想と爲せば、佛教は涅槃を以て未來極樂の寶所と爲す、但此中五行の彙類に關し、如是教は家族、人々、自己、國家、皇室の形式につきて説き、佛教は布施、忍辱、持戒、精進、止觀の道念につきて論ず、

第三、二宗教は宗教上其位置を同ふす

諸宗教を其性質によつて類別し、其進化の度に從て排列するとき、第一多神教第二、一神教第三宇宙神教、第四融通教と爲る、第一多神教とは個々別体の靈を崇拜するの宗教にして、天然崇拜、動植物崇拜、物体崇拜、生殖器崇拜、祖先魂魄崇拜、偶像崇拜の如き下等のものよりザラストラ教の二元崇拜の如きものに至るまでを包括す、此の故に理体の存在を



論する二宗教が、此部門に屬せざるは明白なり、第二一神教とは多神の存在を否定し、所謂能造獨一の眞神を主張し、此の故に事理圓融因果の法則ありとする二宗教が此彙類に屬せざるや又明かあり、第三宇宙神教とは能造の神を以て虛妄と爲し、宇宙全体之れ神にして萬物は悉く其部分なりと論ず、此の故に事々無礙の眞理を唱道するところの二宗教が此種に屬せさることも又々明かなり、然らば即ち二宗教は一種高尚なる第四融通教なる部門の中に編入せざるへからざるものと爲す、蓋し宗教は此の融通教に於て其極度に達するものなり、

第四、二宗教は歴史上一致せざるべからず

佛教我國に傳來せしより以來既に千三百有余年を経たり、而して其間我國に順應せる特殊の發達を爲し、如是教此名なかりしと雖とも互に融通し殆ど其封域を留めざるに至れり、即ち佛教諸宗の高僧知識は悉く斯道の唱說者にして、兩部神道、王法爲本、立正安國、尊皇奉佛等の主

義を説かざるはなし、祖先禮拜のことの如きも、佛道の本色に非ずと雖とも、今は殆んど佛教固有の儀式の如き有様を呈するに至れり、此の故に佛教傳播以來九十有餘位の皇帝は悉く之れを信仰し、之れに歸依したまはざるはなく、落飾の帝王三十七位、皇子皇后の剃髮したまひしもの三百有餘に及び、臣民の之れを崇信したるもの其幾百千万あるを知らず、此の故に國家の典章文物より風俗習慣乃至文學美術に至るまで、悉く其感化を及ぼし、智能を啓發し、徳器を成就するの善巧方便と爲り、公益を廣め、世務を開き、富國強兵の基礎を鞏め、或は補正成、補正行、和氣清塵、平重盛、菅原道實、北條泰時、の如き忠臣孝子を其門下に輩出し、以て此光輝ある國史の成跡を貽し、而も今現はに數萬の寺院、僧侶、數百萬の信徒を有するを見れば、歴史上二教の一致せることは實に疑なき事實なり、後宇多天皇の遺詔に曰く、佛法皇統其隆替を共にすへきものなりと、又此大勅語に曰く、斯の道は實に我が皇祖皇宗の遺訓と、若し佛教



にして如是教と一致とへからざるものとせば、此二詔勅も亦自ら衝突せざるを得ざるなり。

### 第十六章 如是教と佛教との相反

二宗教の一致契合せることは前章に開陳する所の如し、然りと雖も二教にして全然相契合し、一も相反する所無しとせんか、今新に如是教の旗幟を樹つるの要なきなり、二教豈に相反の點なしとせんや、如是教と佛教との相反は、教理に非ずして寧ろ其組織機關にあり、組織機關に非ずして寧ろ其習俗にあり、彼れが組織及び習俗は既に朽腐し膠粘して又偉大の活動を發現するに適せざるなり、佛教革新軍の先鋒中西牛郎氏は佛教現時の狀勢を論じて曰く、佛教各宗をして自然の勢に放任せしむるの結果は、管長組織は漸く一變して宗會組織となり、獨立組織は並び起りて管長組織と衝突を生じ、此勢を以て進むときは佛教亦終に土崩瓦解せざるを得ざるなりと、余輩を以て之れを見る、佛教

原坦山師此ノ  
曰ク今ヤ嘆シテ  
ハ有難屋ナラフ  
ナザレハ葬式屋

の現勢は此の如く急激なるを憂へずして、寧ろ其變革の遲々として進むなく退くなきにあり、之れを以て佛教は國運伸暢の時勢に伴隨すること能はず、彼等が爲す所のものを見るに、徒らに宗我宗見に泥み、互に大道を私して調和大合同の計策を建て、以て大に爲そあらんとするの念なく、唯保守退縮を之れ事とし、圓頂緇衣儘かに其形骸を保つに過ぎず、之れ佛教を改善するは寧ろ別に一宗を建立するに如かざる所以なり、若し更らに二宗の異なる所を擧ぐれば、

佛教は世間よりも寧ろ出世間を以て主眼と爲し、現在よりも寧ろ未來に重きを重くものなれとも、如是教は之れに反し、出世間よりも寧ろ世間を以て主眼と爲し、來世よりも寧ろ現世に重きを置くものあり、此の故に佛教は未來賞罰の觀念を以て人を善に導くことあるも、如是教は天國を社會進化の上に見、人類究竟の目的を一徳の彼岸に求め、唯因果の理法を信し理想を模範として徳に進ましむるのみ、賞罰の觀



念を以て人を導くことなし、  
 佛教は「法故捐捨國位」を美と爲すと雖ども、如是教は王位と法と輕重  
 あることなく、法は王に依て行はれ、王は法に依て尊しと爲すものなり、  
 佛教は「妻子珍寶及王位臨命終時不隨者」と觀し、厭世の傾きあれども、如  
 是教は家族的國家的の倫理を以て重要のものとし、公益を廣め世務  
 を開き富國強兵の道を獎勵し、列國互に競争し一致して一徳に赴くを  
 以て主義と爲すあり、

### 第十七章 如是教と儒教

儒教は宗教としては極めて不完全なるものにして、寺院教會等の組織  
 なく、又罪惡苦痛の由來迷悟生滅等の次第を明示せず、故に教理の比較  
 すへきものなく、唯僅に日常實踐の社交的倫理あるのみ、而して其倫理  
 説たるや、君臣父子夫婦兄弟朋友の五倫、仁義禮智信の五常等、大に我が  
 如是教に符合するものありと雖ども、彼は尙ほ世の實利を輕し、富國強

舜典に「父  
 友、兄弟、  
 夫婦、君  
 臣、長幼、  
 五倫」と  
 有るを以  
 て五倫と  
 爲す

兵の道を講ずることを爲さず、其禪讓放伐等の説に至ては大に我が教  
 と反するを見る、西村茂樹翁の日本道徳論に曰く「今日専ら儒道を行ふ  
 べからざるは其理由五あり、其一は近年西國の諸學殊に生殖器心性等の  
 學は其考究極めて精微に至れり、然るに儒道の理論は是等の諸學と相  
 合はざる所あるを以て互に相窒礙するを免れず、其二は儒道は禁戒の  
 語多くして勸獎の語少なし、是れを以て人々退守に安じて進取に乏し  
 きの弊あり、其三は儒道は尊屬の者に利して卑屬の者に不利なり、尊屬  
 には權理ありて義務なきが如く、卑屬には義務ありて權利なきが如し、  
 少しく過重過輕の弊あるが如し、其四は儒道は男尊女卑の教多く、男女  
 の際を論するに其平を得ざることあり、男子は妻妾數人を置くも之れ  
 を咎めずして、婦人は夫死不嫁の教あり、今日以後の時勢に於て甚だ低  
 賤多き者に似たり、其五は儒道は古を是とし、今を非とし、事毎に唐虞三  
 代の治に倣はんことを求む、云々と、よく儒道の短所弊害を指示したる



ものと云ふべし。

然りと雖も儒教も唐宋以來佛教を混融せしを以て大に其教法を改新し、王陽明に至りては知行合一、心即理、良知等の説あり、如是教の教理に一致するを見る。

### 第十八章 如是教と耶蘇教との關係

如是教は融通教にして耶蘇教は一神教に屬す、もと其種類を異にするか故に其相反することは勿論なり、殊に世の君父を以て假有のものと爲し、所謂能造獨一の眞神なるものを尊信し、皇祖皇宗が肇造したまひし帝國の天職を知らざるに至ては、大に反對せざるを得ず、彼等が基督の墳墓や十字架や聖書を禮拜敬信するを知て、陛下の御影を拜するを否むか如きは、鼓を鳴らして之れを責めざるへからず、然りと雖も彼れが説くところの信愛望等の教理は、宗教中進歩したる觀念にして、如是教の否とせざる所あり、之れを布教するの組織に至

ては、佛教と同じく活動に適せずと雖も、稍々佛教に優るものあり、彼れは久しく物質的開明の歐羅巴に於て生存したるが故に、現今に順應するの手段の巧なるは、大に佛教に優るものあるを見る、思ふに如是教が今後彼等に及ぼすところの感化力は、彼等をして日本化せしめ、以て如是教内に生活するを得せしめ、彼等が有するところの順應力は、巧みに其領地を占有するならんか、之れ固より妨げざる所なり。

## 第六編 應用分

### 第一章 緒言

前諸編に於て解釋論議するところのもの、之れを要するに、大勅語の意讀を爲すものなり、故に稍々高尙玄妙の理論に涉り、間々俗耳を聳動し、驚異の念を抱かしむ、此に於てか、寶几珍(御傍人急追)の服を脱して、異類弊垢の衣を着せざるべからざるの必要を感ずるに至れり、然りと雖も、



是は之れ大日本教の支機、如是法の妙用、余如何ぞ是の如きの大神變無障礙の應用を成就するの大手腕を有せんや、唯幸に觀自在普門化益隨宜の所説を唯妙三昧に得て、金鎖の縛を釋脱し得たるを以て、此篇又能く衆の心を悅可せしむるに足るを信すまなり、

此篇記述するところのものは、五行十六事の身讀を獎勵するものにして、第三編解釋分の布衍應用に屬するものなり、而して此篇擧ぐるところの實行の目次は、一に大勅語の示すところに従ひ、其嘉言善行の模範と爲るべきものは世濟厥美の道理あるを以て、成るべく之れを帝國の歴史に求むと雖も、亦遙に完全なる一徳の理想を標準と爲し、時空融通の道理あるを以て、大に知識を世界に求め、其大成圓滿を期するものなり、蓋し其節目序次、一に大勅語の示すところに従ひ、敢て増減變更せざる所以のものは、之れ其五行十六事は、能く萬事萬行を攝盡網羅し、遺すなく、而も繁簡其中庸を得、其順序は自ら能く倫理道法の遠近、輕重、難

易、緩急等諸事情の組立比例によつて合理的に排列したるものあればなり、

## 第二章 家族相互の行

人は家族の關係を離れて生存し得るものに非ず、假令生存し得ると爲すも、脱俗遁世、豈人類究竟の目的に契ふものならんや、蓋し人は社交的動物なり、故に雜然群居の原人より、協力分勞の開明社會に進むに従て其關係又愈々進歩改善せるを見る、蓋し家族内に於ては、其關係義務的よりも寧ろ相互の好意報恩より成立するものなり、故に家族的生活は生存競争の惡相なく、總ての生活形狀に於ける進化の範型にして、最善美なるものなり、我が大帝國は家族の開展して形成せる社會あるが故に、之れを宇内各國に比するときは、其生活の度倫理上大に優るものあるを見る、故に家族内の倫理は最も慎重に研究せざるへからざるものとす、古來「君子は家を出てずして教を國になす」の言あり、尙書に曰く、「人



の道を明らかにせんには必ず族を睦むを以て重と爲すと、蓋し倫理を正し恩義を篤ふするは家人の道なり、

第一節 (甲)子の父母に對する行

聖 勅、父母に孝に、

標準、父母は肉躰及心意を分與したまひ、慈育し啓培して人たらしむ、其間毫も厭倦なく、我れを忘れて勞瘁したまふ、其恩愛の深厚ある譬ふるに物なし、子たるものは内其意を誠にし其心を正し、外順(威順)愛(恩愛)敬(愛敬)を表出し、身と心と財との全力を致して之れに事へ、克く父母の身と心とを安養し、克く大勅語の御趣旨を服膺し、信、敬、行、を全ふして、一徳の大果報を感得し、父母生育の大恩を奉謝すべし、之れを孝と云ふ、繼父母、養父母、舅姑、及祖父母等に對しては、右に準して奉事すへし、又克く父母祖先等の靈を奉祭し、以て報本反始慎終追遠の誠敬を致すへきなり、

嘉言

- (1) 孝は親に順なるより大なるはなし、 (呂太臨)
- (2) 孝は父を嚴にするより大なるなし、 (孝經)
- (3) 孝は親を尊んそるより大なるはなし、 (揚子)
- (4) 内には愛敬の二をたもち、外には養志養躰の二を行ふへし、此の内  
外二つの事そなはらされは孝の道に非ず、 (益軒初學訓)
- (5) 身体髮膚之れを父母に稟く、敢て毀ひ傷らざるは孝の始なり、身を立  
て道を行ひ名を後世に揚げ、以て父母を顯はすは孝の終なり、(孝經)
- (6) 當さに生を治ひることを念ふべし、 (六方禮經)
- (7) 父母之れを愛すれば喜て忘れず、父母之れを惡めば懼て怨むこと  
ちし、父母過ある諫めて逆はず、
- (8) 子孫は祖を奉するを以て孝と爲す、 (後漢書)
- (9) 天神を郊祀し以て大孝を申ふべし、



(10) 父の訓を聴くべし、母の儀を棄つること勿れ、(そるもん箴言)

善行

- (1) 楠正行、(2) 平重盛、(3) 北條泰時、(4) 関損、等

第一節(乙) 弟子の師傅に對する行。

聖勅 父母に孝に、

標準 人は遺傳根本の靈性ありと雖も、又無始の無明あつて之れを覆ふ、此の故に人の此世に生まれて長育するに當つてや、宇宙の自然的現象及び社會の人為的事情は、我が靈能と相熏發して、良智良能を開現すと雖も、亦我が無明と相熏習して、煩惱所知の二障、漸を以て増長し、惡趣に墮落す、此に於てか世間教育者なるものあり、一定の目的と方法とを具へて吾人を誘掖し、薰陶し、眞善美德圓滿の發達を遂げしめ、斷障得果以て其人物を圓成したまふ、故に我が内因たる靈性と、我が外緣たる師傅とは、無形の父母と稱すべきものなり、されば吾人は

常に其自己を尊重すると同時に常に其師傅を敬難し、四信四讀五敬五行等を修習し、實踐し、大に社會實用の効果を現はし、以て師傅圓成の大恩に報ゆべし、

嘉言

- 1) 教師は第二の父母なり、(日本倫理學案)
- 2) 道の教を受けたる師は、其恩深きこと君父にひとし、(益軒)
- 3) 師は道を傳へ業を授け惑を解く所以なり、(韓愈)
- 4) 思念して厭はざるべし、(大方禮經)
- 5) 傳り習はざるか、(曾子)
- 6) 師嚴くして然る後ち道尊し、(學記)
- 7) 學者必ず師を求む、師を求むる慎まざるべからず、(程子)
- 8) 聖人に常師なし、(韓愈)

善行



- (1) 孔子、無常師、問樂於萇弘、問禮於老聃、問琴於師襄、問官名於鄒子、遇有事之精者、即問之、即以師待之、
- (2) 米澤侯上杉治憲、細井平洲を郊外に迎ふ、  
等

第二節 兄弟相互の行

聖勅 兄弟に友に、

標準 兄弟姉妹は、年の多少男女等の差異ありと雖も、同じ父母の骨肉を分ちて生まれ、形体相類し、氣質相同しく、異身同躰の關係あり、其幼なるに當てや、同じ母の乳を飲み、同じ父の兩腕に抱かれしものなり、食へば則ち案を同ふし、衣れば則ち服を傳へ、學へば則ち業を連ね、遊べば則ち方を共にし、此の故に其親密なる關係の相互の間に存するは、天地必然の情理なり、されば兄弟姉妹は、弟妹を愛護し、弟妹は兄弟に敬順して、相勸戒し、相保護し、患難相扶け、過失相恕し、疾病相恤み、私欲

は悉く之れを愛情の中に銷融せしめ、其怨怒を斷伏し、永く其友道を全ふすべし、

嘉言

- (1) 兄は弟に愛深く、弟は兄に敬篤くすべし、兄は弟あしゝとて似せて愛を薄くすべからず、弟は兄惡しとて似せて不敬なるへからず、各我道を盡すべし、(益軒)
- (2) 兄弟は左右の手の如し、(後漢書)
- (3) 人の兄と爲ては慈愛にして友を見る、人の弟と爲つては敬誦して悻らず、(荀子)
- (4) 兄弟には怡々たれ、(論語)
- (5) 兄弟の際望み深ければ則ち怨み易し、(顔氏家訓)
- (6) 兄弟は即ち自己より親むべし、(永平箴規)
- (7) 兄弟穢に閱けども外其侮を禦ぐ、

應用分



(8) 埋火のあたり長閑に同胞のまどひせし世を戀しかりける。(樂翁)  
善行

(1) 億計王弘計王、(2) 元春隆景、(3) 秦時の友愛、等

第三節 夫婦相互の行

聖 勅、夫婦相和し、

標 準、下等動物が無性生殖を營むの外、有機物は總て雌雄男女の異性作用によりて、種族の永續繁殖を計らざるはなし、永續繁殖あるが故に進化あり、進化あるが故に完全なる社會は形成せられ、有機物は其目的を遂ぐ、此の故に夫婦は人倫の大本萬事の因縁なり、一家の盛衰子孫の榮枯皆こゝに胚胎し、父子兄弟、伯叔父母、祖父母、從兄弟等の族こゝに生ず、我が男血統の血族國家は又是の如くにして形成組織せられたり、故に夫婦の關係其倫を亂し、一家相和せざるときは、親族姻族其災を受くるのみならず、國牀の尊嚴をも害するに至らん、深

く懼れて戒慎せざるへけんや、蓋其結婚神合するや、二人のもの一体不離の關係を生じ、人類の圓滿形式を示す、故に第一相互に其選擇を誤るへからず、第二其婚儀を嚴正にすべし、第三既に夫婦と爲るや、夫は保護訓戒を旨とし、婦は温和從順を事とし、夫は其外を治め、婦は其内を修め、相互に眞實を盡し、互に相ひ愛敬し、相助相信、以て一家を整理すべし、早婚、近婚、善妾は社會の惡習なり、

嘉言

(1) 男女尊卑の序あり、夫婦唱隨の理あり、此れ理の常あり、(近思錄)

(2) 夫婦は一体なり、(全上)

(3) 夫婦は子孫の相續く故にして、人倫の始めなり、夫は外を治め、婦は内を治む、夫は婦に禮儀正しく、婦は夫に和順あるべし、然るに馴れ親しきに任せ敬と和とを失へば、其道たゞず、婦人道に違はゞ、教へ



- (4) 正すべし、怒るへからず、怒れば和を失ふ。(益軒)
- (4) 女は位を内に正ふじ、男は位を外に正ふと、男女正しきは天地の大義あり。(易經)
- (5) 禮は夫婦を謹むに始まる。(禮記)
- (6) 男女室に居るは人の大倫なり。(孟子)
- (7) 夫婦は互に眞實にして相助け相親み相信するを以て其務とす。(勸善訓蒙)
- (8) 一たび之れと齊ふすれば身を終るまで改めず。(禮記)
- (9) 一國の文明開化は必ず一家の内より始まり、他人の交際往來は必ず夫婦の間より起る、蓋し閨門の近きを正しくするに非ざれば、以て一國の遠きに致すこととなく、配偶の親を厚くするに非ざれば、以て他人の疎に及ぼすこととなく、
- (10) 女に四行あり、婦徳、婦言、婦容、婦功、此四は女の勤め行ふべきわざなり、(益軒)

- (11) 凡婦人の心ざま悪しき病は、和順からざると、怒り恨むると、人を誘ふと、物を妬むと、不智なるとにあり、(益軒)
- 善行
- (1) 雄略天皇皇后の諫を容る、
  - (2) 紫式部、
  - (3) 袈裟御前、等

### 第三章 人々相互ノ行

人類は其究竟目的即ち一徳に達する階梯として、人々相依り、以て社會を結成せざるべからず、社會は即ち有機的生活あり、故に各人の行爲は互に反響し、其利害は互に相亘る、此に於てか社交的倫理あり、蓋し好意と正義は人々相互の務あり、法人及國家は、他の法人及國家に對しては、互に個人にして、其相互交際は、又個人的交際の道義に準據せざるべからず、



らず、

第一節 朋友相互の行

聖 勅、朋友相信し、

標準、人の社會に立ち、經營するところある、必ず朋友の輔けを須たさるへからず、故に朋友の交りは信實を以て第一と爲し、互に胸襟を披き、忠告善導、患難相救ひ、得喪を以て、其交友を渝へず、終始一の如くすべし、

朋友に益友と損友とあり、心友と面友とあり、心友とは道義を以て交るものにして、面友とは勢と利とを以て交るものなり、篤行、忠信、能く吾過を改むるは益友なり、諂諛、輕薄、傲慢、褻狎、人を導て惡を爲すは損友なり、

嘉言

(1) 善人と居る、芝蘭の室に入るか如し、久ふして自芳し、惡人と居る、鮑

魚の肆に入るか如し、久して自ら臭し、(顏氏家訓)

(2) 朋友の交は、睦しき中に敬を存し、誠信を失はざるを主となす、(家康)

(3) 朋友に三要あり、過を見て諫め、曉そ、好事を見て喜ぶ、苦厄に在て捨てず、(因果經)

(4) 朋友には切々偲々、(論語)

(5) 交遊は其信を稱するなり、(禮記)

(6) 善を責むるは明友の道なり、(孟子)

(7) 長を挾ます貴を挾まずして友たり、友は其徳を友とするなり、(孟子)

(8) 君子擇て而して後に交る、故に尤寡者、小人交て而して後に擇ぶ、故に怨み多し、(文中子)

(9) 損友は敬して遠け、益友は宜く相親むべし、交る所賢者に在り、豈富と貧とを論せんや、(方正學)

(10) 良藥は口に苦く、病に利あり、忠言耳に逆ふ、行に利あり、(說苑)



(11) 信義に近ふして言履むへし、(論語)

(12) 善人と同じく、處れば、日に善訓を聞き、惡人に從ひ遊へば、日に邪情を生ず、蓬麻の間に生すれば、扶けずして自ら直し、白沙緇に入れば、染めずして自ら黒し、(王充論衡)

(13) 同心の言其臭蘭の如し、二人心を同ぶる其利金を斷つ、(易經)

(14) 忠告して善く之れを導く、不可なれば則ち止む、自ら辱むること勿れ、(論語)

(15) 勢を以て交る者は勢傾けは則絶す、利を以て交るものは利窮れば則散す、故に君子は與せず、(王通)

善行

(1) 管仲と鮑叔

(2) 秀吉と利家等

第二節 他人に對する行

聖勅 恭儉己を持し、

標準 人の相集まりて社會を爲すや、必ず貴賤、貧富、長幼、賢愚、強弱、男女、醜美、善惡等性質位階の相同じからざる異分子を以て組成せり、是の如きは業報因果の理法にして、免るへからざるの數なり、故に人々各、其稟得せる分に應じて、相互に交際し、各、其性情を遂げ、循々其進歩改善を企圖するを要す、決して相侮り、相奪ひ、相忌むを許さず、即ち人たるものは守ること約にして、驕慢放逸ならん、中は恭儉の心を養ひ、外は禮儀習慣を重し、他人の生命財産自由及名譽を尊敬すへし、之れを恭儉己れを持すと云ふ、

嘉言

(1) 恭は人を侮らず、儉は人を奪はぬ、(孟子)

(2) 世に交るに言少く、業をよく勤め、へりくだりて我が才にはこらす、



- 人を敬ひて侮らず、人情を知りて人を恨みどがめず、世變を知りて時宜に應じ、信義を固く守りて約を變せず、身を潔くして財利の汚れなし、是の如くあれは過すことなくして人のにくみそしむべき様なし、詩に曰く、かしこにありても悪まるゝことなく、こゝにありても厭はるゝことなし、とは是れを言ふなり、(益軒)
- (3) 人は互に程能く交て人をそらす勿れ、(善惡標準)
- (4) 人の一生は重荷を負て遠き道を行くが如し、急ぐへからず、不自由を常と思へば不足あり、心に望み起らば困窮したる時を思ひ出すべし、堪忍は無事長久の基、怒は敵と思へ、勝つことばかり知りて、負くることを知らざれば、害其身に至る、己を責て人を責むるな、及ばざるは過ぎたるにまされり、(家康)
- (5) 禮を以て心を制し、義を以て事を制せ、(尙書)
- (6) 聰明敏智なれば之れを守るに愚を以てし、功天下に被むれば之れ

- を守るに讓を以てす、勇力世に振へば之れを守るに怯を以てし、富四海を有ては之れを守るに謙を以てす、(家語)
- (7) 其己を責むるや重くして以て周ねく、其人を待つや軽くして以て約なり、重くして以て周ねし、故に怠らそ、軽くして以て約なり、故人善を爲すを樂む、(韓愈)
- (8) 躬自ら厚ふして、薄く人を責むるときは、則怨に遠かる、(論語)
- (9) 他人を量らんと欲せば、先づ須く自ら量るべし、人を傷るの語還て是れ自らの傷る、血を合て人に噴けは、先づ自らの口を汚す、
- (10) 君子安して而して危きを忘れず、存して而して亡を忘れず、治て而て亂を忘れず、是れを以て身安して而して國家保つべし、(易繫辭)
- (11) 夙夜勤めざる或る罔し、細行を矜まざれば、終に大徳を累す、山を爲る九仞功、一簣に虧く、(書經)
- (12) 約を以て之れを失ふものは鮮し、(論語)